



撥高台茶碗の持ち方。中指と薬指の間に挟んで掌の中に包み込むように。

第39回

自分で粘土を採ってきて、自分の力でロクロをまわして もりの かずきよ 森野和清さん

私は去年の1月に、「これからは撥高台型ご飯茶碗の普及キャンペーンをはっていく」という目標を立てました。「撥高台型ご飯茶碗」というのは高台が三味線の撥のような形になっていて、大きさも比較的小さく作ります。そうすると茶碗を持つ手の中指と薬指の間で高台を挟むように持つことができます。この持ち方は、電気炊飯器でお米が炊かれるようになる以前のわが国の一部の人たちが採用していたようで、その記憶を持たれている年輩の方に出会うことが何度かありました。

私がなぜ撥高台型にこだわるかというと、一番大きな理由は、この持ち方でご飯を食べるとお米が一層おいしく感じられ、それがおかずとして供される他の食材への味覚上の関心を引き起こすということを、私自身の体験において実感したからです。食材への関心は、食材の作られ方への関心を経て環境への関心とか、「人間としてのまっとうな生き方」といったことへの配慮とかを喚起していき、そのような形で「工芸」がこの時代と社会の中での存在感を発揮するようになるのでは、と考えたからです。

普及キャンペーンをはっていくために、何人かの陶芸家に撥高台型ご飯茶碗の制作を依頼しました。ところが現代の陶芸家は自己主張を重視するので、私の要望にはなかなか応えてくれないし、撥高台型ご飯茶碗の意義を理解することも難しいようでした。そういう中で、期待以上のクオリティでこのタイプのご飯茶碗を作ってくれたのが、今回紹介する、山口県下関市豊浦に工房を構える森野清和さんです。

森野さんの工房から車で東に2時間ほど走ったところは有名な萩焼の産地、それから下関から関門海峡のトンネルを抜けて西下していくと唐津焼や有田焼の産地に行き着きます。つまり萩焼や唐津焼の系統の粘土層が山口県から九州北部にかけて広がっていて、森野さんが独自に発見したものを含めてこの一帯の粘土の多様なサンプルが、森野さんの工房に集結しています。それらの原土から自分のやきものの素材を作っているのが、森野さんの作品はオリジナル性が高いものということができます。

成形は蹴ロクロ(けろくろ)といって回転台を足で蹴ってまわすロクロを使っています。電動ロクロのように回転速度が一律ではなく、作り手の身体のリズムがロクロを介して粘土の動きに托されていくようです。だからご飯茶碗ひとつにしても蹴ロクロで挽いたものは形が千変万化する面白さがあります。この蹴ロクロによる造形と素材の生きた土味とが融合するところに森野さんの作風の特徴があるといえるでしょう。

そして飯碗の場合、そこにもうひとつ撥高台という要素が加わりました。私はこの撥高台というのは、飯碗の造形に対してひとつの変数的要素となり、いろんな可能性が開けてくるはずだと予想してました。森野さんはそのことを理解し、私の意図を受け止めてくれたように思います。みなさんもひとつこの撥高台型ご飯茶碗を掌にとってみて、ご飯がいっそうおいしく感じられるサプライズを愉しんでみてください。

動きのある形とオリジナルな土味が融け合う撥高台型飯碗

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 649
2011 February

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 ―報告―
地籍シンポジウム2010
土地家屋調査士全国大会 in Tokyo
鎌田 薫 氏 特別講演 「地籍と法制度」
- 06 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第9回 国土調査促進特別措置法及び国土調査法の改正法案についての所見
専務理事 瀬口 潤二
- 10 テレビ朝日系 土曜ワイド劇場「愛と死の境界線」について
- 13 第7回国際地籍シンポジウム 論文発表報告②
- 14 明海大学不動産学部授業「不動産ビジネスの経営戦略」
～土地家屋調査士を巡る業界の動向と、求められる人材について～
- 16 「境界問題相談センター島根」設立記念式典
- 18 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
地籍シンポジウム in 滋賀 2010
- 22 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
「境界をめぐる諸問題について」公開講座 ―報告―
主催 栃木県土地家屋調査士会
栃木県土地家屋調査士会広報部長 小町 澄男
- 27 「ADR四国」発進！
境界問題ADRセンターこうち センター長 西森 裕保
- 30 鹿児島県土地家屋調査士会主催
土地家屋調査士制度制定60周年記念
記念講演会
- 33 福島県土地家屋調査士会 出前講座
- 34 事務局紹介Vol.21
岐阜会／旭川会
- 36 特定認証局の動き
電子署名・認証の仕組みについて
- 39 会長レポート
- 42 会務日誌
- 43 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 44 ブロック新人研修修了者
関東ブロック
- 45 ちょうさし俳壇
- 46 会員の広場を利活用ください
- 47 ネットワーク50
佐賀会・岐阜会
- 50 編集後記

土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 一報告一

地籍シンポジウム2010

土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

鎌田 薫氏 特別講演 「地籍と法制度」

平成22年10月3日(日)秋の気配が感じられる東京日比谷公会堂において、土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年を記念する事業として「地籍シンポジウム2010 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」が、全国各地から多くの土地家屋調査士会員をはじめ、関係諸団体の方々、研究者の方々が参加されるなか盛大に開催された。

ここでは、第2部 土地家屋調査士制度制定60周年記念行事として、鎌田 薫氏(早稲田大学総長)を講師にお迎えして開催された「地籍と法制度」をテーマとした特別講演について報告する。

この特別講演では、地籍整備のための法制度の歴史から始まり、不動産登記と地籍・地図との関わりから地籍整備の必要性、都市部における地籍調査の現況と課題について解説がなされた。境界にまつわる紛争を適切かつ効果的に解決するためのADRと筆界特定制度における私達土地家屋調査士の役割と期待、このシンポジウムで設立される地籍に関する研究会の本格的な展開と実務家としての土地家屋調査士への期待されることについて興味深い解説が行われた。



講師略歴

昭和45年 早稲田大学法学部卒業
昭和58年 同大学院教授
平成16年 同大学院法務研究科教授
平成17年 同大学院法務研究科長
平成22年11月5日 同大学総長就任

「地籍と法制度」 早稲田大学次期総長 鎌田 薫氏

我が国では明治維新以前から、地籍の整備に係る制度が存在し、国の事業として進められてきた。国家の3要素は、主権、国民、国土である。国民については戸籍が、国土は地籍が国の現況を正確に把握するための制度として必要で、国の経済や財政に係る諸制度を効果的に構築し、また遂行していく上で不可欠の制度である。

私的な権利側から見た地籍の整備は、不動産登記制度がその機能を発揮するために不可欠の基盤となる。従って、地籍調査の遂行は、国、自治体だけでなく、国民の権利の保全、取引の安全確保という観点からも重要である。

地籍整備の効果については、土地の有効利用、公共事業の円滑化、課税の適正化および公平化、土地の権利関係の明確化、災害時の復旧の迅速化、公共事業・都市計画などへの活用が挙げられる。

「筆界特定制度」においても、筆界問題の特質を熟知した専門家としての土地家屋調査士に対する職能の発揮を期待することが前提となっている。併せて、所有権にかかわる紛争をも同時に解決できる制度が望ましいということから、日本土地家屋調査士会連合会と日本弁護士連合会の協力で裁判以外の紛争解決(ADR)制度が発足し、実績を上げている。

土地家屋調査士の仕事を通じて筆界や地籍調査の意義が国民の間に理解されていくことが重要であり、土地家屋調査士のますますの活躍と、土地家屋調査士制度の発展を期待している。

※注 上記講演概要は、2010年(平成22年)10月28日付け日本経済新聞に掲載された記事から転載しています。肩書き等は開催日当時のものです。講演の詳細は、地籍シンポジウム記録集に掲載することとしております。

～連合会広報部からの報告～



「1. 地籍整備のための法制度」

講演を拝聴して、地籍にかかわる制度の歴史として大化の改新から現在に至るまでの流れについての話のなかでわが国では、古くから地籍の整備に関して様々な試みが行われてきたことを改めて認識した。

第2次世界大戦後、焦土と化した国土を復旧するなかで地籍を正確に把握することの重要性の認識の高まりと国の経済や財政に関連する諸制度の効果的な構築、また、遂行していく上で地籍に関する制度は不可欠のものであるとの説明を聞くことで、地籍整備と不動産登記制度がいかに深い結びつきがあるかを感じた。

「2. 不動産登記と地籍・地図」

不動産登記制度がその機能を十分発揮するためには、その前提として地籍が整備され、正確な地図が整備されることは大変重要である。その実現のために国土調査事業の成果に基づいて法14条地図が整備されるといったように国土調査事業と不動産登記制度が深く連携していることは、私達土地家屋調査士であれば誰でもが共通の認識を持っている。

地籍整備に関しては、「公的な政策の遂行」と「私権の保護」といった2つの側面があり国土調査事業として地籍調査が遂行されることによ

て国、自治体だけでなく国民一人ひとりの権利の保全、取引の安全の確保といった観点からも重要な意味を持つとの説明を聞き、私達の日常業務がいかに重要であるかを感じた。

「3. 地籍整備の必要性」

地籍整備の効果としては、「公共事業の円滑化」があげられる。これは、公共事業の遂行に伴う測量の繰返し回避、買収交渉の合理化、登記手続の簡素化、公共物管理の適正化など公共事業を円滑に効率的に低廉なコストで進める上でいかに地籍整備が重要であり、私達土地家屋調査士の職能として何ができるかを改めて考えた。

「4. 地籍調査・地図作りの現況と課題」

地籍調査の実施状況 (昭和26年～平成21年度末見込み)			
	調査対象地積 (km ²)	19年度末実績 (km ²)	進捗率 (%)
全 体	286,200	140,063	49
○ □ ○ (人口密集地域)	12,255	2,583	21
宅 地	17,793	9,099	51
農用地等	72,058	51,444	71
林 地	184,094	76,957	42

(鎌田教授のスライドより)

地籍調査が進まない原因として、「予算上の困難」、「人員確保の困難」、「地籍整備の意義の理解不足」、「関係権利者の協力を得ることの困難」が上げられた。

これらの問題点に対応するために、集中的な予算の投下と人員の確保の困難性を克服するために「外部委託制度」の導入が行われているとの説明がなされた。

「外部委託制度」の導入に関しては、国土調査の実施を委託しうる者の範囲を国土調査を適切かつ確実

に実施することができると認められる一定の要件を満たした法人に拡大されたことは、私達土地家屋調査士に対する期待の高さを感じ、国土調査を広く一般の方々に周知するために私達土地家屋調査士にインターフェースの役割が期待されていることを強く感じた。

「5. 地籍(筆界)と所有権界」

筆界と所有権界との関係については、常に一致していることが理想であり制度の趣旨としては、一致していることを前提に考えられている。しかし、現実の所有権の範囲については、様々な要因によって変化し所有権の範囲が明確ではない、あるいは、確実な所有権の範囲を確定することができない状況は、いくらかでも存在している。このことは、日常業務の中で常に経験し頭を悩ます問題である。

しかし、筆界は、原則的に所有権の範囲がいかに曖昧であろうとも厳然として動かないものとして常に存在していることから、国土調査、地籍調査の役割が筆界を発見することにあるとすれば、原則的に「筆界＝所有権界」であるが、筆界以外のところに所有権界が新たに生じるということは、逆に所有権の範囲が確定しない限り筆界が確定できないという状況になり、それによってさまざまな紛争が発生する。このような紛争を解決する手段として「訴訟」といった手段がある。筆界を定めるための訴えとしては、「境界確定の訴え」が存在する。これは、所有権の範囲を確認する訴えのような通常の民事訴訟とは、まったく別の構成をとっている。

境界確定の訴えでは、当事者の主

張がいかに不十分であっても裁判所が何らかの結果を出さなければならぬ訴訟であり、境界確定の訴えのみで紛争を解決していくことは、果たして効率的なのかといった問題が提起された。

このような状況から訴訟によらない解決方法として「筆界特定制度」が提案された。この制度は、筆界問題における専門家である登記官と土地家屋調査士等が連携して積極的に問題解決に関与するもので、筆界問題に関する専門家である土地家屋調査士に対してその職能が発揮されることが期待されていることが前提として存在している。

筆界が確定することで多くの紛争が解決する場合があるが、それだけでは、紛争が解決しない事例も多数存在する。特に、筆界の位置が確定しても時効取得が成立している場合には、筆界の位置とは違うところに所有権界が存在することになる。このような場合には、筆界特定制度だけでは対応が困難であり、筆界を特定すると同時に所有権にかかわる紛争をも同時に解決できるような仕組みが望まれることとなり、土地家屋調査士会と弁護士会との協力によってADRが発足した。現在、ほとんどの土地家屋調査士会にADRセンターが設立されると同時に実績をあげているとの説明では、私達土地家屋調査士に対する期待の大きさを感じた。

「6. さらなる発展に向けて―地籍に関する研究の本格的な展開と土地家屋調査士への期待―」

鎌田教授から私達土地家屋調査士に対して「多面的な地籍の特質を理解した上でそれに応じた役割という

ものを適切に果たしていくだけの能力を研鑽することを期待する。」とのエールをいただいた。このことは、この分野での唯一の専門職であるということを標榜して積極的に地籍調査等へかかわり、不動産取引における筆界についての確認作業に積極的に関与することは、土地家屋調査士の社会的な地位を向上させていく上での絶好の機会と考えられる。

ただ、この分野での専門職であることを標榜することは、それに伴う重い責任を引き受ける必要があり、社会の土地家屋調査士に対する期待が、高ければ高いほど、その期待を裏切った場合の責任の追及は厳しくなることを十分に理解しなければならない。

最後に、鎌田教授から「本日、発足した地籍制度の研究組織の今後に大いに期待をしている。」との言葉に制度制定60周年を迎えた私達土地家屋調査士に対する研究者の方々の期待の大きさを痛感しました。

広報部次長 廣瀬一郎

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

第9回

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の改正法案についての所見

(平成22年3月17日)

文責 専務理事 瀬口潤二

本誌12月号(No.647)で、「土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の意味すること」を副題として、国土調査推進特別措置法及び国土調査法の一部改正への対応について触れましたが、当該法律改正に続く、政・省令等の改正が10月に施行され、11月になって、都市部官民境界基本調査業務が国土交通省の直轄事業として、入札公告が行われ、すでに事業が進められています。

連合会としては、11月11日付け日調連発第291号「都市部官民境界基本調査に関する情報提供について」で、各土地家屋調査士会へ該当地区の会員への周知をお願いしたのを皮切りに、日調連発第310号、第320号、第322号、第324号、第336号、第345号、第349号、第353号と平成22年度事業予定分が発注される都度その周知を図ってきました。

入札公告の一部については、土地家屋調査士の参入条件が厳しいものや低価格競争の様相もそく聞かれ、多くの課題が浮かび上がってきています。また、国土交通省へのさまざまな質問や問い合わせがあるとの情報もあり、連合会としては、平成23年度事業に向けて担当部局と協議を行う予定としています。

「平成の伊能忠敬～地図が蘇る～」の連載も第9回を数えます。都市部における地籍調査の促進への近道であるとして、土地家屋調査士など専門家の活用が求められると、資格名称をあげて期待が寄せられていることは確かです。この期待に応えるためには、各地で信頼を得て活動している公嘱協会は勿論のこと、各土地家屋調査士会に所属する土地家屋調査士会員一人一人にも、日常の業務で蓄積した知見を必要とする地籍調査業務へ参画するための努力も求められるところです。

昨年度、日本土地家屋調査士会連合会は、都市部における地籍調査推進に必要な国土調査促進特別措置法及び国土調査法改正の法案審議に当たって、大きな関心を寄せ、関係する諸機関に対し、別紙1及び別紙2のとおり、連合会の所見を述べています。

すでに、連合会総会や全国会長会議などで紹介済みでのものではありませんが、平成23年度へ向けて、さらに地籍調査への取り組みを促進させる上からも、改めて、両法案審議に当たって各諸機関へ働きかけた際に表明した「連合会の所見」をご一読いただきたいと思います。掲載いたします。

(別紙1)

連 合 会 の 所 見

1 両改正法案の趣旨に賛同し地籍調査事業の促進に期待する

日本土地家屋調査士会連合会は地籍調査が促進され、登記所に備え付ける不動産登記法第14条1項に定める地図の整備が進められることが期待できることから今次国会に提出されている国土調査促進特別措置法及び国土調査法の改正法案の趣旨に賛同するとともに、その早期施行と円滑な運用のため必要な規定の整備を要望します。

(1) 不動産表示登記の視点から

表示に関する登記制度は、権利の客体である毎筆の土地の位置・形状を明らかにすることにより、所有者等権利者の権利の保全と取引の安全、国土の適正利用のための基礎資料の整備、さらには不動産に対する課税の基礎資料となり、国家及び地方自治体等の行財政施策の基礎情報として広く活用される等の役目を担っています。

この表示に関する登記制度の基盤となるのが毎筆の土地の位置や形状を示す登記所備付地図でありま

すが、不動産登記法第14条1項の地図として指定されている地図は法務省事業として実施されている法14条地図作成作業の成果である地図を含め全ての地図の56%にしか過ぎず、約半数は明治初期に作成された旧土地台帳付属地図であり、その整備は国家にとっても喫緊の課題であるとされています。

これら法14条1項地図のもっとも大きな供給源は地籍調査の成果として登記所に送付される地籍図であるところ、地籍調査の進捗率は要調査面積の48%にしか過ぎず、地図を整備するうえでも地籍調査事業を迅速かつ円滑に進めることは重要なことと考えています。

(2) 地籍調査促進の効果の例

地籍調査を促進し、その成果が広く社会的に活用されることにより以下のことが期待できます。

- 1 登記所備付地図の整備促進につながる
- 2 土地の境界に関する紛争の未然予防または紛争解決に資することができる
- 3 各土地の位置や形状が明確になることにより不動産の担保価値が増進すること
- 4 所有者等の権利の保全や取引の安全に資することができる
- 5 不動産の流動化の推進や土地の適正利用の推進に資することができる
- 6 土地に対する課税の公平性が図られる
- 7 公共用地の取得や改良のための諸事業の推進等に当たっては対象土地の位置や面積の特定に要する時間が短縮され、事業の円滑な執行の確保のみならず予算の効率的な執行に寄与できる
- 8 地図が整備され、土地の境界が明らかであることは、大地震や津波被害からの復興まちづくりにおいても重要な役割を果たすこと(阪神・淡路大震災においても被災後に建築確認申請や道路明示申請が急増した)
- 9 さまざまな行財政施策において、より適切な資料の提供ができる
- 10 その他

2 国土調査促進特別措置法改正法案に関し

(1) 第2条関係

地籍調査事業の促進のため、国が直轄で実施する事業について、現在は基準点測量のみを規定しているところ、広く地籍調査の基礎とするために行う調査・測量(官民境界に関する基本調査等)と規定することについては賛同する。

⇒地籍調査の基盤部分である官民境界等の基本調査等が先行実施されること、国の直轄事業として実施されることにより後続の地籍調査(本番)の円滑な実施が期待されることはもとより、本番の地籍調査が実施されるまでの間においても適切な方法によって公開されることにより、例えば建築確認申請や分筆登記申請等に必要とされる官民境界の確認工程を短縮又は省略することができる等、土地利用や取引に際してその準備のために要する時間の短縮や所有者等の費用負担の上でも軽減が期待される。

(2) 第3条関係

10年ごとに改定実施されている国土調査事業十箇年計画について、平成22年度から実施が予定されている第6次国土調査事業十箇年計画に法的根拠を与えるものであると理解している。

国土調査事業が法施行後60年近くを経て未だ要調査面積の約半分の面積しか完了されていないとはいえ、もともと地籍調査は地域の土地利用の歴史的経過や所有や占有に関する地域ごとの慣習の違いや所有者等の権利意識のせめぎあいの中で実施されるものであり、困難な事業である。

そのような事業環境の中で、予定面積の半分近くの区域を完了できたことは、むしろそれなりに評価すべきだと考えているが、満足できないまでもここまで完了できた背景にはこれまでに第1次から第5次までの十箇年計画が策定され、其々の十箇年、及びそれを細分した年度ごとに一定の数値目標及び重点施策を掲げ、目標に向かって諸事業が展開されたからこそその成果であると考え。

そういった視点から第6次となる十箇年計画の策定に法的根拠を与え、事業の継続促進を図ることは当然であり、かつ重要なことであると考え。

3 国土調査法改正法案に関し

第10条関係

「都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査の実施を委託することができる」、旨の規定を新設することに賛成する。

⇒国土調査のあり方検討小委員会の報告書(平成21年8月)によれば、調査実施主体の民間への拡大及び土地所有者等による取り組み等を検討するべきであるとされている。

地籍調査事業の実施が、市町村にとっては経費負担の面だけでなく、人的資源の確保も重要な課題であると指摘されている一方、民間の団体や法人のう

ちには地籍調査事業に主体的に参画する意欲や専門性を持つ者も少なからずあるとされている。

そういった法人や団体をも実施主体となることができることは、民間の活力・専門的知見の活用、雇用の創出、多様な担い手の確保による地籍調査事業の促進にとって歓迎すべきことである。

⇒また、地権者自らが実施主体となることについても、其々の土地の多くは民間によって所有され、利用されているものであり、所有し、利用する者自身が自ら所有する土地の利活用の円滑さの確保又は権利の保全、適切な管理のために自ら地籍調査事業を発意し、主体として実施することができることを検討することは期待される施策であると考え

(別紙2)

改正法案の施行及び運用についての要望及び提言

1 基礎的調査の種別について

地籍調査の基礎とするために行う土地および水面の測量に関し、例えば、道路と宅地の境界等、官民境界の調査や測量を先行して行った場合には、それら成果を不動産登記所で公開する等により関係者の利便に供することが期待される。

その場合、当該境界が不動産登記法上の筆界として確認されたものである場合と、道路用地として管理している管理境界である場合とが峻別できるよう配慮することが重要である。

2 山村部における測量の簡素化に関し

また、同報告書によれば山村部における測量の簡素化や所在不明者の取り扱いの見直しに関する検討結果が記述されている。

地籍調査の促進に資するという趣旨においては理解できるが、土地の筆界は多くの場合、所有権等の権利の及ぶ範囲の外延と同一であるか、もしくは密接な関係にあるので、境界の確認作業やその手順についてはより所有権のもつ意義等を考慮した慎重な運用がなされるべきであると考え

3 筆界特定制度との連携について

不動産登記法に定めのある筆界特定の制度については、現在のところ申請による特定事務の開始のみが可能となっているところ、将来においては地籍調査の実施主体との職権による申請を可能とする等、土地の境界問題の解決に資するため運営されている官民の主催する機関が地籍調査事業においても活用ができるよう検討される必要がある。

4 「国土調査を適正かつ確実に実施することができる」と認められる法人の要件について

地籍調査の成果は前述のとおり所要の手続きを経て不動産登記法第14条第1項に定める地図として登記所に備え付けられ、登記された土地の位置や形状の明確化、不動産取引の安全、土地に関する権利の保全等に大きく寄与することとなる。

それらの役割を十全に果たす地図であるためには、①登記所のほか各官公署や地域に保存されている地図・台帳・古文書類等に精通し地域の実情にも詳しい、②年間数百万筆に及ぶ境界確認を伴う表示登記について調査・測量・申請実務を行い、③法務

省が実施する不動産登記法第14条の地図作成作業の全てを受託実施している等、測量技術面のみならず表示に関する登記への中核的関与という業務を通じて土地境界や地図・登記制度についての高い専門的知見を有する、経験の豊富な土地家屋調査士の持つ能力が活用されることが必要であると考える。

特に都市部においては、土地が高密度に利用されているとともに関係者の権利意識が高く、中には登記されてはいないが実態として権利を持つ関係者が複雑に存在する事例も少なくない。

そこで、改正国土調査法第10条2項に規定する「国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める法人」には、土地家屋調査士を構成員とする団体又は法人を、「該

当する法人」として指定いただくことを可能とすること、及びそれ以外の者が「該当する法人」となる場合には、土地家屋調査士が「助言者」等として参画できるような運用となるよう要望いたします。

5 地籍調査実施区域の指定について

我が国において、特に不動産取引の活発な地域においては、地籍調査を必要としている地域は数多くあると想定されるところ、当該地域の地権者等から地籍調査実施の要望が強い地域を優先的に実施する(地権者等からの要望の強い地域では関係権利者の協力が得易い)仕組みを構築される等、社会のニーズに適切にこたえる施策とされるよう要望いたします。

お知らせ

土地家屋調査士を主人公とした テレビドラマが放映されます！

2010年、土地家屋調査士制度制定60周年を迎えるにあたり、全国の各土地家屋調査士会に記念事業の企画を募集した。その中で、札幌土地家屋調査士会から、土地家屋調査士を主人公とした小杉健治氏原作の小説「境界殺人」を映像化する企画が提出された。

折しも、同原作が制作会社からテレビ局に提出されていた事もあって、日本土地家屋調査士会連合会では、周年記念事業実行委員会を立ち上げ、全国会長会議での意見集約をもとに制作会社との折衝を行い、幸いにも多くの関係者のご理解を得ることができ、制作会社を全面的に支援する体制を整えてきた。

2011年年明けに、ついに主人公・土地家屋調査士 西脇ゆう子を演ずる黒木瞳さんを中心にロケが始まり、3月19日「愛と死の境界線」というタイトルでテレビ朝日系土曜ワイド劇場での放映が確定した。

今回の企画の実現には、全国各土地家屋調査士会の会長を筆頭に、全会員が一丸となって推進してきた結果であり、多くの関係者からご協力を頂きましたことに感謝とお礼を申し上げます。

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業実行委員会
実行委員長 大星正嗣

番組紹介 テレビ朝日系 土曜ワイド劇場「愛と死の境界線」

放送日：2011年3月19日 21:00～22:51

みどころ

黒木瞳が10年ぶりに挑む土曜ワイド劇場の新作。
共演はチュートリアルの徳井義実。

土地家屋調査士という土地の境界線にかかわる仕事に就く西脇ゆう子は、境界線争いが招いた殺人事件に巻き込まれてしまう。土地家屋調査士に課せられた守秘義務と捜査協力との狭間に立たされながらも、アシスタントの市村拓也とともに、事件解決への糸口を導いていく。

(原作)	小杉健治「境界殺人」
(脚本)	林 誠人
(監督)	松本 明
(プロデューサー)	深沢義啓(ABC) 霜田一寿(ザ・ワークス) 水岸康晴(ザ・ワークス) 松本 明(エープロ・オフィス)
(協力・監修)	日本土地家屋調査士会連合会
(制作)	ABC ザ・ワークス
(出演)	
西脇ゆう子	黒木 瞳
牧橋哲夫	西村雅彦
市村拓也	徳井義実(チュートリアル)
江木義彦	半海一晃
五十嵐留美	真野裕子
牧橋光江	赤座美代子
牧橋裕二	穴戸 開
奥野大介	デビット伊東
西脇遼一	三田村邦彦[友情出演]
原田淳志	秋野太作
江木千賀子	秋本奈緒美
牧橋善作	寺田 農
山下征治	松重 豊

あらすじ

西脇ゆう子(黒木瞳)は、横浜で自らの事務所を構える土地家屋調査士。離婚した夫(三田村邦彦)との間に一人息子の大地(原田一輝)がいるが、親権はあるものの監護権がないため別居を余儀なくされていた。

「土地家屋調査士」とは、どんな形の土地に、どんな建物が建っているかを正確に調査測量して、登記所に登記の申請をする仕事。隣同士の境界線確定にかかわることも重要な仕事の一つで、不都合な境界線を示された相手に睨まれることもあるが、ゆう子は毅然とした態度で正しい調査結果を提示。資格取得を目指しながらゆう子のアシスタントをしている市村拓也(徳井義実)とともに、正確な境界線を引くため日々、精力的に飛び回っている。

そんなゆう子に、牧橋善作(寺田農)から、妻と二人の息子に土地を分筆して生前贈与するため、消失してしまった隣家との境界線を復元してほしいとの依頼が舞い込む。善作によれば、つい最近まであった境界杭が、いつの間にか消えていたという。早速、現地に赴いたゆう子は、隣人の原田淳志(秋野太作)や娘婿の江木義彦(半海一晃)ら立ち会いのもと、両家の正確な境界線を、登記された測量図をもとに提示する。ところが江木は、境界線はもっと牧橋家寄りだと猛烈に抗議。善作がゆう子を丸め込んでいるとまで言い出す。そんな中、ゆう子は自分が示した境界線上に、境界杭が抜かれたような痕跡を発見。誰が抜いたかで両家は一触即発のムードになる。そこへ、警察が突然、江木に同行を求めにやってくる。江木と愛人関係にあった女性が他殺体で発見されたためだというのが、その女性の遺体はゆう子が数日前に調査した土地で発見されていた…。

その後、牧橋家で話を聞いたゆう子は、江木が原田家に入り込んでから両家の関係が悪くなったことを知る。遊び好きの江木には2千万に及ぶ借金があり、少しでも多くの土地を手に入れて高く売却したいという思惑があるらしい。その証拠に、後日、江木と通じている不動産会社の奥野大介(デビット伊東)がゆう子に接触。牧橋家、原田家を含めた土地一帯での大型マンション建築計画を遂行させるため、少しでも交渉相手の地権者が少なくて済むよう、

牧橋家の土地分割を止めるようにとゆう子に圧力をかけてくる。さらに、結婚後、実家に寄り付かなくなっている牧橋家の長男、哲夫(西村雅彦)も、一括売却の方が高く売れると分割に反対。哲夫にはかつて、江木の妻である千賀子(秋本奈緒美)との結婚を、一方的に破談にしたという過去があった。牧橋家は隣家とばかりでなく、家庭内にもぎくしゃくした問題を抱えていたのだ。

そんな中、牧橋家と原田家の境界線上で、奥野の他殺体が発見される。さまざまな事情を知ってしまったゆう子は、土地家屋調査士に課せられた守秘義務と捜査協力の間で、苦しい立場に立たされる。さらに、身の危険を警察に忠告される中、息子の大地が行方不明になってしまう…！

黒木瞳が10年ぶりに土曜ワイド劇場に登場！
相手役で土ワ初登場の徳井義実とともに、みどころを語る！

黒木瞳が10年ぶりに土曜ワイド劇場に登場する。

2001年に放送された『鬼子母神』以来、10年の時を経て二度目の主演を果たすことになった黒木だが、実は12歳になるお嬢さんが土曜ワイド劇場の大ファンで、「どうしてママは出ないの？と言われて続いていたので、やっと娘の願いを叶えられます」とうれしそうに告白した。お嬢さんも今回の出演を大変喜んでいるようで、「家で台詞の練習をしていると、娘から「大詰めだね」なんて言われます(笑)」。

さて、そんな黒木が本作で演じるのは、「No Border」というオフィスを持つ土地家屋調査士。どういう形の土地に、どんな建物が建っているのかを正確に調査測量し、登記所に登記の申請をする仕事で、お隣同士の境界線確定にかかわることも重要な仕事となる。一般にはなじみがなく、黒木もこのドラマをきっかけに知ったというのが、「私たちの生活になくてはならない職業。内容を理解することによって、なるほど、境界線を引くことでさまざまなトラブルに出くわすこともあるだろうと、ストーリーの展開に納得できました」という。

共演の徳井義実(チュートリアル)は、合格率8%という土地家屋調査士への狭き門を目指すアシスタントの拓也役。黒木扮するゆう子に、ほのかな憧れを持っているという設定だ。土曜ワイド劇場初出演にして、黒木との共演という展開に、「黒木さんは女優の中でもランクが違う。迷惑がかからないよう、ミスしないよう、ただそれだけです」と、緊張を隠せない。撮影中は、「相手が黒木さんだと認識するとドキドキしちゃうので、認識しないという高度なテクニックを使っています(笑)」という。それが功を奏したのか、黒木の評価は「とてもナチュラルで爽やかな人柄が出ていますと思います。緊張？全然感じませんでした。本当に高度なテクニックをお持ちなんですね(笑)」。

インタビュー中は終始、黒木が慣れない徳井をリード。作品づくりも黒木を中心に、ときにシビアに、ときに打ち解けた雰囲気が進んでいることを伺わせた。

共演陣は他に、西村雅彦、三田村邦彦、秋野太作、秋本奈緒美、寺田農、松重豊ら。多彩な顔ぶれがそろったドラマのテーマは、タイトルにもある「境界線」だ。「境界線」を引く仕事をしていながら、個人的にはそれに疑問を持ち、葛藤している。黒木の台詞にも、「分かち合えていれば境界線なんていない」という、印象的な言葉が出てくる。そこで気になるのが、黒木と徳井の間の境界線だが、お笑い畑の徳井にとって黒木との間にあるのは「線どころじゃない！周りで、境界だらけ(笑)！」だそう。笑って聞いていた黒木も、「境界線はもちろんある」そうだが、「漫才の方が持っている『間』はすばらしい。真似させてもらうこともあります。今後、徳井さんはその境界を越えて、お芝居の世界でも活躍されていくと思いますよ」と、エールを送った。

ドラマの舞台は横浜。土曜ワイド劇場らしく、海に面した横浜らしい臨場感あふれる場面も多く登場する。黒木は、「土曜ワイド劇場には、視聴者を長年にわたって引きつける力があります。それは、作品をていねいに作っている成果。この作品も、新しい職業に挑戦した斬新な作品でありながら、共感も得られる内容になっています。登場人物のキャラクターも存分にお楽しみください」と、作品の手応えを感じさせるまっすぐな目線でインタビューを締めくくった。

第7回国際地籍シンポジウム 論文発表報告②

2010年11月9日(火)から11日(木)に台湾において開催された「第7回国際地籍シンポジウム」で日本から5名の会員が論文発表を行いました。

先月号では、松岡連合会長による基調報告と2名の発表論文の概要を掲載しましたが、今月号では、3名の論文の概要を紹介します。

地籍情報調査にかか るオントロジー

兵庫県土地家屋調査士会
藤井 十章

オントロジーとは、共通語彙(概念)を提供する体系化された辞書のようなものである。日頃培われているバックグラウンドにある暗黙的な情報を明示することにより、作業者はもとより、世界の地籍に関する相互理解を助ける。すなわち地籍オントロジーは、専門家が業務に研究・精通している利点を生かし、構築していくことで、社会の「知」としてより情報グローバルに共有できる基盤となる。

地籍オントロジーはUMLなどの汎用性の高い概念図で表す。また、土地家屋調査士の作業規定である「調査・測量要領」に基づいた測量計算技法や地積の表示(丸め処理)などの不動産登記事務手続きに至る計算ルールを関数定義して整理することを併せ持つことが重要である。

今般は、専門家によるオントロジー構築の必要性を通して、情報の共有に関する可能性を研究するとともに、社会全体の効率的かつ将来にわたって情報価値を判断できる環境を整えることの重要性を発表した。

土地家屋調査士制度に おけるCPDの運用

社会にとって必要な専門資格者として
あり続けるために

栃木県土地家屋調査士会
加賀谷 朋彦

現今の社会環境及び司法制度を取り巻く環境が急速に変化する中、「法律関連専門職種」、「測量技術者」としての土地家屋調査士の責任は非常に重大であり、プロフェッショナルとして社会の要請に応えていかなければならない。そのためには、業務遂行に供する専門知識と技術の更なる維持向上を図ることが不可欠である。つまり、われわれ土地家屋調査士は、専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければならな

い。そこで、日本土地家屋調査士会連合会は、日常的に自己研鑽に励み、努力している会員の取り組みを共通の基準で適正に評価し、その内容を公開することで、土地家屋調査士の社会的信用を高め、高い業務資質を国民に提供し社会に貢献することを目的とした、「土地家屋調査士専門職能継続学習」(「土地家屋調査士CPD」)制度を制定し、平成21年4月1日より運用を開始した。

ここに、土地家屋調査士CPD制度の制定に至る経緯及び現在の状況について紹介し、本制度における今後の課題及び将来の展望について考察する。

※CPD (Continuing Professional Development)

日本における 地図再整備事業の現状と課題

測量技術の進化と地図情報の深化

滋賀県土地家屋調査士会
上田 忠勝

いわゆる“公図”と称される、日本の基礎地図は、整備後100年余の歴史を持つ。その間、数次の制度改革により、高度化・精緻化への取り組み…すなわち“地図の再整備”が継続的に図られてきた。

しかし、日々向上する測量・作図技術の進化速度、社会価値の変化速度と実際の地図作業の進捗速度のギャップは、各年代・各地域の成果における、技術的・価値的な差を生むこととなり、地域によっては、既に精緻化されたはずの地図について、更なる再整備が必要であるという不合理な現象を生じさせている。

この現象は、今後の地図整備事業において、その期間が長ければ長いほど顕在化することとなる。全国土の整備まで、あと数十年から数百年を要するといわれている現状では、早急な制度的対処が必要であるように思われる。単に測量の精度を追いかけるだけでなく、現地情報と地図情報の融合技術…いわゆる地図情報そのものの質を高めるための制度改革が必要なのではないか。

本研究では、全国各地で行われている地図再整備の実務データを基に、現行制度の問題点を抽出し、新たな時代における地図情報の価値、生産技術、更新・管理技術及びそれに伴う、組織、作業者の体系を検討する。

明海大学不動産学部授業「不動産ビジネスの経営戦略」

～土地家屋調査士を巡る業界の動向と、求められる人材について～

明海大学はわが国で唯一不動産学部を要する大学であり、日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)では、これまでに特認教授を拝するなど、人材育成に積極的に関与してきた。さらに、昨年度から千葉県土地家屋調査士会による寄附講座もはじまり、人材育成に貢献している。

また、同大学不動産学部では毎年「不動産ビジネスの経営戦略」の講座を開設しており、不動産に携わる業界の第一線の実務家を招き、オムニバス方式で授業を行なっている。連合会にも講師派遣の依頼があり、2010年11月18日に明海大学浦安キャンパスにおいて、昨年度に引き続き大星正嗣副会長が講師を務めたことから、広報部で取材を敢行した。

〔土地家屋調査士の歴史と制度制定60周年記念事業〕

事前打合せで受講者約70名の中に中国からの留学生がいて聞いたので、中国語を交えた自己紹介のあと講義を開始。土地家屋調査士制度は、まだ日本がGHQの管理下にあった昭和25年、吉田茂内閣の時に誕生し今年度は60周年を迎え、それを記念して菅総理大臣の祝辞をいただき記念式典を挙行了たこと、昨年10月3日には日比谷公会堂に2,000人が集い「地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」を開催し、その中で念願の「地籍問題研究会」を立ち上げ、同大学の不動産学部長林亜夫教授を始め、阪本一郎教授、齊藤広子教授にも参加いただいていること、そのほか全国1,800余名の土地家屋調査士が各法務局・地方法務局と協力して展開した「全国一斉表示登記無料相談会」、全国各地で開催された「完全復元伊能図全国巡回フロア展」、実行委員会に内閣府が加わってパシフィコ横浜で開催された「G空間EXPO」への参画など、これ

ら一連の事業を通して、土地家屋調査士が社会へ多くのメッセージを発信することに大きな意味があることを解説を交えながら講義が行われた。

〔土地家屋調査士の資格を取ろう〕

不動産に関連する資格には、土地家屋調査士、司法書士、宅地建物取引主任者、行政書士、弁護士、税理士、不動産鑑定士等いろいろある。資格取得の心構えとして、国家資格試験は年1回なので、まず、自身の目標を立ててトライすべきであると説明し、この教室にはすでに宅建の資格を持っている学生もおり、ステップアップで土地家屋調査士の資格取得を目指すよう提案された。短期合格の秘訣として、まず測量士、測量士補、一級建築士もしくは二級建築士となる資格を取得し、技術関係の試験を免除された上で試験に臨めることを説明された。それに、近年合格率が8%前後までアップして背中を押してくれていることも有利な状況であると言及し、学生たちに熱く語りかけていた。

資格取得後の開業には、一定の資金を必要とするが、実務の面では最近業務範囲も拡大しており、他の資格との兼業で更にワンストップサービスも視野に入る。報酬も自分で決めることができることも魅力の一つであると考えたと続けた。

〔オンリーワンを目指せ〕

土地家屋調査士業務で報酬を得るために、一番大事なことは資料の収集である。収集した資料をどう読み解くかで仕事の8割は終了です。あとの技術的



なことは最新の機器を駆使すれば、そんなに困難を伴うものではないと強調された。

それでも、これからは仕事の中で誰にも負けないという分野を持つことが大切という話があり、大星副会長の場合は、裁判所から依頼される土地境界の鑑定業務を「私のオンリーワン」とし、本来の登記業務と併せて事務所の柱としていることを説明された。

[土地家屋調査士の職域の拡大と今後の展望]

法律の改正などにより土地境界に関するトラブルを解決する手段が増えてきた。裁判によらないで境界トラブルを解決する(あるいは解決を支援する)場を土地家屋調査士会が提供できるようになり、現在、全国に50ある土地家屋調査士会のうち46の会でADRセンターを立ち上げている。このADRセンターで当事者に代わって話し合いを行うことができる「認定土地家屋調査士」という制度も設けられ、現在4,500人以上の会員が認定を受けている。また、法務局にも「筆界特定制度」というシステムができおり、この制度を担う筆界調査委員の大部分を土地家屋調査士が占めていると説明された。

最後に学術的な面での活動として、「地籍シンポジウム2010」において設立された地籍問題研究会を再度話題に取り上げ、「みなさんが土地家屋調査士となった暁には、この研究会を一緒に大きく育てていただきたいとお願いして話を終わります」と講義を締めくくった。



[Q & A]

講義後の質疑応答では4年生を中心に質問がいくつかあり、その要旨は次のとおりです。

Q 土地家屋調査士として連合会や土地家屋調査士会が求める人材について。

A 明海大学卒業生のような専門的知識を取得した若い人材に期待している。

Q 土地家屋調査士の資格は国際的なものであるか？

A 海外には日本のような登記制度がないため、わが国だけの資格であるが、国際的な地籍シンポジウムでも注目され、海外の関係者に資格制度について説明をしている。

Q 不動産会社就職に必要な資格かどうか？

A 公正中立を旨とする資格なので、会社に所属することはできない。就職のための資格ではなく、独立開業が本旨である。

連合会広報部

「境界問題相談センター島根」 設立記念式典

平成22年11月27日(土)、島根県土地家屋調査士会に全国の50土地家屋調査士会中46番目となる「境界問題相談センター島根」が誕生した。その記念式典と土地家屋調査士制度制定60周年の記念講演が開催され、会員数121名という小さな単位会ながら、盛大で心のこもったおもてなしがされた式典の様子をお伝える。

会場となったホテル一畑は松江市内に位置し、中心市街地から離れていないにも関わらず、雄大な宍道湖畔の水面に美しい紅葉が映える絶景の場所であり、そこでは到着した来客らを茶の湯でもてなす粋なはからいから始まった。和服の女性らが美しい所作のお点前で抹茶をたててくださり、ひとときの間、日常の喧騒を忘れるゆとりとともにお茶をいただいた。

「土地と人間の歴史」

そして、いよいよ土地家屋調査士制度制定60周年記念講演が午後1時から行われた。会場内には、土地家屋調査士以外にも一般の方が100名近く参加され、総勢200名ほどの熱気に包まれた。

講演は、アナウンサーでありベストセラーとなった「気くばりのすすめ」の著者で知られる鈴木健二氏で、「土地と人間の歴史」という演題でお話をされた。

鎖国から解かれた日本はそもそも「国境」という觀念に疎い国民性であることを中心に、尖閣諸島に露呈する外交問題や日本の戦後処理が十分されていない政治責任の問題、情報管理システムに対する危機管理の問題、論理的思考能力を培う土壌のない日本の教育問題、世界平和への課題等、次々と興味あるトピックの引き出しが開かれた。現役時代から相当の読書をされている方とお聞きしているが、豊富な知識と整理された情報の多さに驚くと同時に、プロの話術の素晴らしさに会場は引き込まれていった。

かつて出雲の国には日本一のお社が存在し、独自

の国家と軍隊を備えていたそうである。人々の繁栄とともに築き上げた文化は土地を考えるとときに切り離してはならないと教えていただいた。

また、真の専門家はあふれる情報を考察し、情報の裏にあるものを読み、プロとして取り組むべき課題を自ら考え、政府に社会に提案していくべきであるという強いメッセージをいただいた。

境界問題相談センター島根記念式典



記念式典前に行われた調印式

続いて、午後3時から記念式典が開催された。通常、特定の顔ぶれの会員で開催されることの多い式典であるが、ここでは70%近い驚異的な会員参加率であり、島根会一丸となって、この式典を盛り上げた。

はじめに島根県土地家屋調査士会 加藤会長から挨拶がされた。茶の湯の接待を取り計らわれた会長はセンターへの思いを茶道の言葉「守破離」と語られ

た。つまり「守」講義トレーニングを重ね、「破」セオリーだけでなく独自の工夫を重ね、「離」独自のセオリーを築くということである。会員121名の小さな単位会として、たとえ、全国の土地家屋調査士会では46番目であろうとも、県内唯一となるADRセンターが境界の問題を抱える市民の1つの選択肢として、これから社会に貢献をしていくという強い思いを語られた。

その後、島根県弁護士会会長代理 金山孝治弁護士からの挨拶のあと、来賓祝辞として松江地方法務局 山室祐一局長、島根県 溝口善兵衛知事、松江市 松浦正敬市長代理 小川正幸副市長、日本土地家屋調査士会連合会 松岡直武会長から祝辞が述べられた。特に松江副市長の小川氏は「公図のない状況は戸籍のない人間と同じ状況であり、これは明らかに行政の責任」と危惧され、「島根県とともに積極的に整備をすすめていく。」とのご理解あるお話をいただいた。

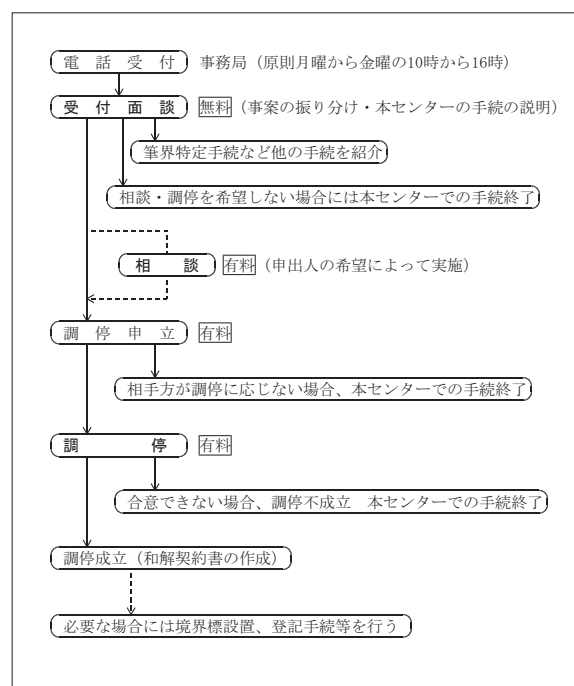
最後に、センター長に就任された安達和伸会員からセンター設立の経緯を説明された。

同氏は平成19年の山口会センター設立記念式典出席を契機として、平成20年センター設置検討委員会、平成21年センター設立準備委員会を発足させた。次々と設立する他会のセンターに無言の精神的圧迫を受けながらも、島根という東西240キロメートルに広がる地理的問題や会員数による人的・経済的問題を乗り越えて、晴れて設立というスタートラインに至ったということである。

鈴木健二氏の言葉を引用し、「当事者の目線を大切にしていく。」という基本姿勢を淡々と、しかし決意を込めて説明された。

数々の壁を超えて設立された島根会のADRセンターは独自のセオリーに基づいて、無駄なものをそぎ落とした「わび」の心で、島根の地にADRを涵養されることであろう。

本センターにおける手続の流れ(概略)



広報員 金関圭子(岡山会)

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

地籍シンポジウムin滋賀 2010

【Cadastre】地籍新時代～安全で豊かな社会システムの礎～
【高度情報化社会における次世代地籍モデルの検討と専門資格者の役割】

平成22年11月2日、草津市立まちづくりセンターにおいて滋賀県土地家屋調査士会(以下「滋賀会」という。)主催による「地籍シンポジウム in 滋賀 2010」が開催された。このシンポジウムでは、「地籍情報」を原資とする社会の持続的発展をテーマとし、その実現のために行う不動産物理的状況データの高度化をはじめ、地籍情報の全社会的利活用を検討し、それらのために必要な施策、技術革新、制度設計、組織構築、人材育成などについて実務者の視点から議論が行われた。



第1部 基調講演

テーマ：
「高度情報化社会における地籍情報の活用」

講師：奈良大学文学部地理学科
教授 碓井 照子 氏



碓井教授

碓井教授による基調講演の中で地籍情報の重要性を感じた。これは、単に位置情報としての緯度経度座標や平面直角座標として数値で直接表現されるもののみではなく、地名といった文字情報として間接的に位置を示す情報のそれぞれが関連を持って存在していることを改めて認識した。これらは、

地理情報標準の世界では、前者が座標による空間参照であり、後者が地理識別子による空間参照と呼ばれる。

地理識別子については、地名の名称と各々の範囲を代表する点(座標値)で構成される場合が多く、ジオコーディングデータと呼ばれている。地籍情報は、このジオコーディングデータ整備と関係が深いとの話では、基盤地図情報の整備において重要な意味を持つものと感じた。

街区基準点の話では、基盤地図情報のシームレス化に利用されることはもちろん、私たち土地家屋調査士が日常業務で空間参照のための基準点として利用することで筆界の復元・更新管理が可能になる。自治体の活用例として草津市の取組が紹介されたが、基準点を一元管理することで行政の事務効率化だけでなく、効率的な都市計画の立案、市民サービスの向上な

ど様々なメリットが実現可能になる。

LADM(土地管理領域モデル)の話では、慣れない英単語が飛び交い、標準化の活動がかなり進捗していることから、近い将来、LADMの標準が公開され利活用されるようになった場合に向けて私たち境界の専門家としての様々な提案を行っていかねばならないことを感じた。

ユビキタス社会における地籍情報の利活用では、基準点にICタグを埋め込んだインテリジェント基準点が増加しており、このICタグにUコードが埋め込まれ、GISとユビキタスコンピューティングの融合が実現されつつあるとの話があった。これは、物の場所を認識するためのUコードと基盤地図情報がドッキングすることであり、全ての道路、河川、建築物などあらゆるものに位置情報を持ったUコードが割り振られIT

ネットワーク上で統合されることによって私たち土地家屋調査士が考えている地籍情報の利用とは違った形での利活用が始まる時代を予感した。

地籍情報の整備と管理は国家の基盤整備であるが、Uコードに代表されるようなIT技術との統合によって単に地籍管理だけでなく、境界点を多目的に利用することが可能となり、それによって地籍や不動産登記がもっと身近な存在になる社会の実現を想像した。

第2部 パネルディスカッション

パネリスト

奈良大学文学部地理学科
教授 碓井 照子氏
国土交通省
土地・水資源局国土調査課
課長補佐 安藤 暁史氏
東京都北区まちづくり推進課
主査 和田 陽一氏
公益法人滋賀県不動産鑑定士協会
理事 村木 康弘氏

コーディネーター

滋賀県土地家屋調査士会
理事 上田 忠勝氏

第2部のパネルディスカッションは、滋賀会理事の上田忠勝氏をコーディネーターに自己紹介を兼



上田氏

ねたパネリストの地籍に関する説明、第1部での碓井教授の基調講演をもとにした議論、地籍情報の共有化と新たな社会的価値の創出などについてパネリストのそれぞれの立場でディスカッションが行われた。

国土交通省土地・水資源局国土調査課課長補佐の安藤暁史氏から、地籍調査の実施状況として全国の進捗率は49%、都市部での進捗率が21%、特に、中部、近畿圏の進捗率がおもわしくない中、和歌山県、兵庫県などがここ数年伸びており、地元滋賀県でも着手する市町村が増加しているとの説明があった。



安藤氏

また、3月末の国土調査法と国土調査促進特別措置法の法律改正については、新たに地籍調査の基礎とするために行う基本調査、いわゆる国が直轄で行う事業を十箇年計画に入れて、国としても積極的に位置付けていること、進捗率に関しては、10年後には57%とし、未着手、休止中の市町村を今後5年間で解消するといった大きな目標を設定していることなど新しい第6次十箇年計画について説明があった。

東京都北区まちづくり部まちづくり推進課主査の和田陽一氏から、阪神・淡路大震災の教訓とし



和田氏

て、老朽化住宅が密集している地域での災害復旧には、土地の境界が明確であることが重要であることから、平成7年から災害復興を見越して「モクミツ」事業として土地の境界について積極的に確定を進めているとの説明があった。また、その成果は、レベル250から500の大縮尺の空間情報として道路台帳の整備、面的な災害ハザードマップとして蓄積されている。災害に強い街づくりを進める中に「地籍調査」を組み込んでいる北区の取組については、地籍調査に有効性を説明する手段として他の事業と組み合わせることは、参考になる話であった。

公益法人滋賀県不動産鑑定士協会理事の村木康弘氏から、不動産鑑定士の業務と最近のキーワードとして「不動産市場の透明化」について不動産の取引価格提供制度については、数年前から国土交通省のホームページで4半期ごとに何m²の土地がいくらかで取引され



村木氏

ているかが公開されているとの説明があった。また、「土地家屋調査士」あるいは、「地籍」といったキーワードの中での接点を考えた場合、不動産の表題部(所在、地番、地積、地目)といった狭い意味の地籍から、公法上の規制、供給処理施設の状況といった属性情報、権利関係、建物に関しては、修繕履歴といった情報、不動産の評価に関する市況といったものすべてが含まれる広い意味での地籍が存在するとうかがい、これらの分野では、土地家屋調査士と不動産鑑定士の接点があると感じた。

民間活力の利用について

安藤氏から六本木ヒルズに代表されるように行政側がやらなければいけないことが十分でなく、民間に頼るところが多く民間活力の導入が検討されているとの話があった。また、国土調査法19条5項のように民間成果を行政側が利用するといった民間活力を利用した地籍整備、地図情報整備が進むのではないかと、基盤地図情報に関しても行政だけでは十分でなく民間のデータ、技術の重要性が指摘された。

また、民間成果の利活用については、国土調査法の19条5項を活用することで成果の提供があった場合の補助金の支給など国の積極的な関与について説明があった。

メンテナンス、専門性をどのように考えるかを市民、行政、専門家が、検討する必要がある、キーワードとして「地元」の重要性が指摘された。これは、地域のことは、

地域が一番よく知っているので地域が行う必要があり、地図情報は、国土の基盤として永久に維持しなければならないので土地家屋調査士、測量士、不動産鑑定士が協力して自分たちの足場を固め、進めていく必要があるのではないかと説明があった。

これを受け、和田氏から地元の行政としては、入札制度など地元を優先することの困難さが指摘された。ただ、自治体として様々な仕様、地域の特殊性などを考慮して地元と一緒にできるよう考えているとのことなので、技術力をベースにした行政に対して提案する姿勢が重要であるとの指摘があった。

地籍情報の共有化と新たな社会的価値の創出について

コーディネーターの上田氏から、A土地は14条地図のエリア、B土地は公図エリアで地図混乱地域であったとした場合、A土地とB土地は同価値になるか？また、同じ14条地図でも平成21年の事業と昭和40年の地籍調査事業による地図とでは、情報精度が異なり同一に判断材料になるのかという条件が示され、議論が進められた。

地図とは関係ないが、A土地には、建築制限はないがB土地には、景観規制として2階建て以上の建物が建てられないといった規制が存在する場合、3階建てを希望するユーザーがB土地を購入した場合には、自分の希望が実現できない状況が発生する。法的規制といったことはどのようにして調べ

ればいいのか、取引の危険性を回避するにはどうすればよいのか？についても議論が行われた。

この問題について村木氏は、地図の精度と不動産の鑑定評価については、地図が公図レベルなのか、14条レベルなのかの相違によって境界の安定度、再測量が不要などのメリットがあるので価格差が生じられると思われるが、現状では価格差として顕在化はしていないとの話があった。また、利用者も地図の精度の違いで価格差を認識していないとの説明があった。

しかし、打開策の一つとして、不動産を評価する属性情報として対象地を特定する「地図の精度」の追加が提案された。このことは、地図の精度の違いによって将来の確定要素にリスクが存在することを周知することが重要であり、地図の精度に関する項目が鑑定評価の項目に追加されることによって、地籍調査が終了した地域では、境界に関する紛争発生不安がないと認識されることによって価格差が生まれてくるのではないかと提案があった。

碓井教授からは、公図の精度と現地の違いについての何らかの情報発信が行われるのではないかと話があった。例えば、HPが開かれることによってそのような動きが進むことが考えられる。あとは、「誰が行うのか？」である。

これは、ハザードマップの公開に似ている所があり、ハザードマップを公開すると土地の評価が下がるから公開が進まなかったが、横浜市がハザードマップを公開することによって住民の意識が向上して災害に強い街づくりが進

んだ例が紹介された。この成果を元に内閣府は全国ハザードマップを作成し広く公開した。公図の精度の問題も自助努力が必要であるが、行政のサポートによって広がる事でもあるとの指摘があった。

上田氏から「誰がやるのか」について行政にいきなり法律を望むのではなく土地家屋調査士、不動産鑑定士がそれぞれの専門とする情報の中で提言できないかといったことが今後のテーマであり、日常業務を高度化することに繋がり、さらに高度化された日常業務は、新たなアイデアを生むのではないかと提案された。

地籍調査事業については、効率

的な公共事業の実施、適切な課税、安全な不動産取引の実現など様々なメリットが上げられ単に地図作りでくくことなく、様々な事業、アイデアと連携する重要性が指摘された。

テーマ「高度情報化社会における次世代地籍モデルの検討と専門資格者の役割」については、共有と利活用、そして、新しい価値の創出、の3つに集約され、その実現のためには、最新技術の導入、適正な新たな価値の創出、既得権益からの脱却などが考えられる。個人の利益のみでなく社会の利益を追求することが、持続的な社会発展の実現のための地籍制度であ

り、その実現のためには、専門家のスキルアップ、ネットワーク不可欠であるとまとめられた。

滋賀会では、毎年、地籍をテーマにシンポジウムを開催している。今回のシンポジウムでは、碓井教授による地籍に関する最新の講演があり、また、様々な議論が飛び交ったパネルディスカッションであった。紙面の関係ですべてお伝えすることができませんが、今後の滋賀会のシンポジウムには注目する必要があるのではないのでしょうか。

連合会広報部

「境界をめぐる諸問題について」公開講座 一報告一

主催 栃木県土地家屋調査士会

栃木県土地家屋調査士会広報部長 小町 澄男



栃木県土地家屋調査士会(以下「栃木会」という。)では、平成22年12月4日(土)、とちぎ健康の森 講堂において、宇都宮地方法務局の後援をいただき、社団法人栃木県公共嘱託登記土地家屋調査士協会・栃木県土地家屋調査士政治連盟の共催により、元東京法務局長の寶金敏明先生をお招きして、「境界をめぐる諸問題について」と題した公開講座を開催した。

この公開講座は、一般市民・関連士業団体の方々
はもとより、境界問題に携わる官公署の皆様にも参
加していただき、境界問題について共通の認識を持
てたらとの企画であった。

第1部は「官民境界の諸問題について」と題し、寶
金先生から基調講演をいただいた。

第2部は「境界をめぐる諸問題について」と題し、
会員及び官公署の方々から事前質問を募集し、事前
質問に答える形で、パネリストに寶金先生、宇都宮
地方法務局・県・市の担当者及び加賀谷連合会研修
部長をお迎えし、高村会長の司会による座談会(パ
ネルディスカッション)を行った。

なお、今回の公開講座には、会員・補助者のほか
に、他県土地家屋調査士会11名、関連士業団体18名、
官公署31名、一般市民33名を含む約260名の参加
を得た。会場には、法務局(OB含む)・裁判所関係者・
弁護士・財務局職員の方も拝聴されていた。

本、公開講座の報告については、紙面の関係上全
てを記載できませんので、下記に公開講座の要旨を
報告する。



講師 寶金敏明氏

第1部 基調講演

講師 寶金敏明氏

1. 法律社会の劇的な変化

(1) 里道・水路の譲与(地方分権一括法：平成12
年4月1日～平成17年3月末)

なぜ譲与されたか…歴史的経緯から見れば、市
町村が管理するだけでなく本来所有すべき公共用
物であった。

市町村は譲与を受けた後は、その財産がどこに
存在するか明確にするべく登記をするのが本来の
姿であるが、ほとんど登記がなされてない。登記
がなされていないのは違法状態との指摘(国有財
産の会計検査院の指摘、譲与後も同じ)。

土地家屋調査士は、譲与を受けた後は登記する
よう(時効取得の防止)、機会があるごとに市町村
に話すべきであると結ばれた。

(2) 民活と各省通達連携による地籍整備の推進(平
成15年6月27日 都市再生本部)

今後5年間で都市部の地図整備率を50%に引き
上げ、10年間で終わらせる。

現在順調に地籍整備が進められているが、本来
「筆界のエキスパート」である土地家屋調査士が
もっと法14条地図になる1筆調査の段階から関
与できるよう期待している。

(3) 筆界特定制度が運用開始(平成18年1月20日～)

筆界の再形成を考えていたが…再形成する力は
与えられなかった。

これら土地家屋調査士がより国民にとって納得
のできる制度に作り変えられるように、PRを含

め活動していただきたい。

これからも「自由度の可能な限りの拡大」という『キーワード』を基に、民間ADRのように少しでも自由な範囲を拡げることにより法改正が進められていくと思われる。今後、益々、土地家屋調査士の活躍の場が広げられ、活躍されることを期待している。

2. 「境界」には、どのような種類があるのか？

境界には、所有権界(所有者の意思表示で動く：民法に由来)、筆界(地番界：不登法に由来)、占有界(事実的支配の境界)、公物管理界(公物管理に必要な区域)などがある。

所有権界のぶつかり合うところが、目に見える形での占有界であり、占有界を確認することで、所有権界を事実上推定させる。本来所有権界をなぞる形で筆界が作られているので、占有界自体は単なる事実支配であるが、それを確認することで所有権界が推定され、かつ筆界が推定されるので、占有界の確認は、筆界を確認する上でのきわめて重要な作業である。しかし、これらの境界が一致していれば何ら問題がないが、一致しない場合があるから問題が生じている。

今回のテーマである官民境界を確認・確定するときに特に注意しなければならないのは「公物管理界」である。以前は官民境界を確認・確定するとき、公物管理界をもって官民境界(所有権界＝筆界)として確定してきたことが大きな問題となっている。

筆界とはその筆界を書き入れた時点で決まるので、里道・水路については、多く場合は明治初期の

地租改正によってできた、いわゆる公図(旧公図)に書き込まれた時点で決まっている。

特に平成12年4月～平成17年3月の市町村に譲与される前に確認・確定した里道・水路の官民境界は必ずしも所有権界・筆界とはいえない(所有者ではない者が所有権界を確定することはできない。)。また、これとは別に、道路・河川の区域決定は所有権界・筆界及び公物管理界とは関係なく決められている場合があるので、特に注意しなければならない。(表－1 参照)

3. 道路・河川の区域決定と境界明示

道路・河川区域の決定は、それぞれ道路法、河川法で定められており、境界の明示は市町村の規則等で決まっているが、明示方法はまちまちである。区域の決定・変更はすべて行政行為であり、法的効果としては私権制限がかかってくる。

4. 次の「境界調査」によって判定された境界は、どのような法律効果を生じさせようとするものか

表－2において、法務局が行った法14条地図の法律的效果は筆界の再形成でなく、筆界としての事実上の証明力を持つに過ぎない。

また、筆界特定で行った筆界特定図も同じである。法14条地図よりは、信頼のできる筆界情報が存在するだけで、それ以上の法的効果はない

市町村等が行う国土調査は、当事者により筆界が

表－1

	区域(変更)決定	境界明示
条文根拠	道路法18条、施行規則2条 河川法6条、施行規則2条、etc.	市町村規則などまちまち
行為の種類	行政行為	行政行為(公物管理界の設定) 又は、所有権界の和解 (根拠規定によりまちまち)
決定・明示の法的効果	道路法、河川法上の私権制限がかかってくる	公物管理界の設定に留まる場合も、所有権の範囲が決まる場合も、様々
時期的制限	供用開始時・変更時のみ	随時、いつでも
主体	公物管理者が単独で	公物管理者と隣接地所有者間
手続	公示・縦覧	土地所有者の申請(通例)

そこにあるとの認識の一致を見ただけで、法律効果はとどまり、筆界の事実上の証明力は持たない。これは、国土調査に基づいて作成された地籍図は役所の内部資料であると見なされるためであり、第三者に事実上証明する力は無い。それが法14条地図として法務局に備え付けられた時に、初めて事実上の証明力が付与される。

もともと地籍図は現況地形をもとに作成された経緯があるから、国土調査による地籍図は、法14条地図になっているからといって、取り扱いは十分に注意する必要がある。これによって、何か問題が生じた場合は、原始筆界(旧公図)を基本としなければならないことである。

これからの法14条地図は新たな筆界を再形成されたことになるような法律的整備をしていかなければならない。このことを土地家屋調査士会という組



公開講座ポスター

織から、ぜひ働きかけをお願いしたい。このことが、「地図のエキスパート」として国民からの信頼性を得ることができることになる。

表－２（抜粋）

主催者	現地調査の目的	判定の対象	判定の法律効果
登記官	地積更正申請があったことから、相隣接する土地の境界を確認する	筆界	当事者の筆界認識の一致を確認
登記官	土地の一部売却＝分筆のため、現在の境界と新たな分割線を確認	既存の筆界＋ 新しい所有権界	分割線に沿って筆界を形成
法務局	法14条地図作成のため、境界を調査	筆界	事実上の証明力
筆界調査委員	筆界特定申請の対象となっている境界を調査する	筆界	事実上の証明力
市町村等	国土調査（地籍調査）のため一筆調査	筆界	当事者の筆界認識の一致を確認
民間ADR	紛争の対象となっている境界の調査・確認	筆界	当事者の筆界認識の一致を確認
		所有権界	和解・その他
財務局	国有地とその隣接地との境界につき協議	所有権界	和解
市町村等	旧里道とその隣接地との境界につき協議（譲与後）	所有権界	和解
公共用地取得主体	用地取得のため、取得予定地の境界を確認する	筆界、所有権界、 地上権、借地権	当事者の境界認識を確認
公物の機能管理者	道路等と隣接地との境界明示のため、現地確認	公物管理界	なし
知事	市町村相互の境界につき争いがあるため、現地を調査する	市町村界	再形成

第2部 座談会(パネルディスカッション)

「境界をめぐる諸問題」について

コーディネーター

栃木県土地家屋調査士会

会長 高村 利夫 氏

パネリスト

元東京法務局長 寶金 敏明 氏

宇都宮地方法務局不動産登記部門

総括表示登記専門官 高橋 敏之 氏

栃木県県土整備部用地課

課長補佐 秋間 将行 氏

宇都宮市建設部土木管理課

課長 関澤 孝一 氏

日本土地家屋調査士連合会 研修部

部長 加賀谷 朋彦 氏

事前に頂いた質問について各パネリストからの回答を項目別にまとめて列記した。

1. 公図上の道路、水路等の官民境界の確認・確定について

質問① 隣接地所有者が行方不明等で境界立会等ができない場合

回答 筆界特定制度の利用(行政からの利用も)

質問② 公図幅は必ずしも確保しなくても

回答 公図幅を基本とすべきであるが、現公図

のみだけでなく、他の資料からも総合的に見て判断する。

質問③ 対測地所有者の同意は必要か、その法的根拠は

回答 市道等で既存境界標が設置されており、道路管理図等で境界が確認でき、幅員が一定以上の場合は省略することが可能である。

対測地の所有者に同意を求める場合には、法的根拠はないが、道路管理者としては幅員を確保しなければならないので、道路管理者に代わって対測地所有者に同意をお願いする形になる。他の方法として筆界特定制度の活用も考えられる。

(また、調査士会と道路管理者と協力し合える範囲を取り決めておく。)

2. 分筆登記申請に添付する道路管理者との境界協定書について

質問④ 所有権界(公物管理界)を基にした協定書を添付した場合

回答 筆界線と推認できる場合以外は添付できない。

3. 境界確認に関する取り扱いについての疑問

質問⑤ 公図と現況が大きく相違している場合、また、既協定に接続する場合



座談会(パネルディスカッション)会場



寶金氏、高村氏、加賀谷氏

回答 公図を基本とすべきであるが、他の資料があれば総合的に判断する。また、既協定との接続箇所について、公図幅員等に差異が生じた場合、既協定した時の資料を良く精査し判断する。

4. 重複する公図の見方について

質問⑥ 隣接する2枚の公図の異なる河川の幅について

回答 2枚の公図のそれぞれの作成対照はどこまでを対照しているか、(大字、小字などから)また、現況幅及び古い航空写真等を調査し、総合的にどちらの公図幅が正しいか判断する。

5. 現況と公図との相違ある場合における解決策は

質問⑦ 隣地境界線の公図線と所有界線の相違している場合

回答 公図線と現況所有界線が相違に至った経緯を旧公図及び航空写真等を十分調査し、所有者間の理解を得て、交換・時効取得等を考える。

質問⑧ 旧土地台帳附属地図(以下「旧公図」という。)と新公図(土地改良図等)の接合部分の不整合である時の処理方法

回答 新公図を誤謬訂正すべきと考える。

質問⑨ 旧公図の形状は筆界を明示しているか

回答 距離、面積、方位等の信憑性は薄い、隣接地との位置関係又は隣接線に屈曲点があるかないかは、旧公図から筆界としての信頼はあると考えられる。

質問⑩ 地籍調査後の筆界未定地の取り扱いについて

回答 地籍調査事業で完了した地籍図は新たに創設された筆界線である法的根拠はないため、筆界未定地も旧公図が基本的筆界である。

6. 筆界特定制度、ADR制度について

質問⑪ 筆界点が決まったが境界標が埋設できない場合

回答 境界標が埋設されてなくても分筆・地積

更正等の登記申請はできる。

質問⑫ 筆界確定でないので最終的には裁判によらなければならないが

回答 筆界確定になったとしても、あくまで行政処分であり、最終的には裁判によらなければならない。

質問⑬ 青地を挟んだ対測地と境界の争いがある場合

回答 隣接する土地との制度であるので、1申請ではできない。

質問⑭ 制度を利用中に、申請人が手続の経過を知る方法は

回答 具体的な内容はお答えできないが、進捗状況は聞くことができる。

質問⑮ 筆界特定における法務局の立場は

回答 中立の立場である。

質問⑯ 県、市の用地測量におけるこの制度の利用状況は

回答 いままで利用はない。

質問⑰ 費用の算出について

回答 登記手数料令等で定められている。(栃木会として費用の算出の指針を研究課題として思っている。)

以上、限られた時間ではありましたが境界に関する問題についての、それぞれの立場における考え方を述べていただいた座談会となった。この度の公開講座の最大の目的は「境界問題の共有化」にありましたが、その手応えは十分感じる事ができたと思う。

「ADR四国」発進！

“ソリューション時代の幕開け”

境界問題ADRセンターこうち
センター長 西森 裕保

1. ADR四国誕生

「青い国四国」・「四国は一つ」は誰が使い始めたのでしょうか。高知会の沖田会長は四国の仲間達との集いには好んでこの言葉を使って、相互の絆を深めております。北は瀬戸内、東は紀伊水道、西は豊後水道、南は太平洋に面した小さな島国四国。その四国の全ての土地家屋調査士会が揃って「ADR法第5条による認証」を取得しました。ここに「ADR四国」が誕生したのであります。それぞれが個性的で、それぞれが機微に富み、それぞれが機能性を有し、それぞれが新しい時代を切り開こうとしています。私は「ADR四国」の誕生を本当に嬉しく思います。私たち土地家屋調査士にとっての新しい時代、つまり21世紀をどのように読み取ればよいのか、21世紀の初頭をどのような時代として描けばよいのか、個々の土地家屋調査士は答えを見つけなければなりません。私は21世紀の初頭は「ソリューションの時代」と思っております。ソリューション。つまり、「解決」の時代の到来であります。複雑に入り込んだ情報社会の中で、自己の義務を果たす前に自己の権利を主張する構造に変容した社会体質。20世紀型公共の福祉から21世紀型公共の福祉について模索中の現在の日本。このような時代の中で私たち土地家屋調査士ができる「解決」は、土地境界の紛争解決であります。今までのような「官」による解決、つまり特定の知識人が独立した権限による独自の判断に基づき紛争解決を行い、判断した結論に強い法的拘束力を付与して、社会の安定を構築してきた方法は維持しながらもその一方ではそれとは少し別の力、「つまり、紛争当事者が、紛争当事者による、紛争当事者自身のための解決。」方法を構築してきております。言い換えれば、紛争当事者自身が、共通の問題意識を持ち、相互に歩み寄ることで相互に納得できる方法を選択して紛争を解決しようとする事です。ずばり、今までのような「対決型」ではなくて「合流型」のソリューションです。つまり、ADRによるソリューション時代の幕が開いたのです。ここに私たち土地家屋調査士の21世紀の立つ位置があると思います。

2. 高知版ADRセンター

高知会の「境界問題ADRセンターこうち」(略称：境界センター)については今までも機会を得て会報に掲載してきましたので、会員の皆さんは基本的なグリッドについてはご認識していただいているものと思って、本稿を整えております。ここでは、私が境界センターに強い思いを込めたことについて少し誌面をお借りしたいと思います。私は境界センターの立ち上げから「指定の取得」、「認証の取得」に至るまでセンター長として拘わってきております。この間における規則などの刷り直しは回数を数えたら両手両足の数を足しても遠く及ばない程になります。打ち出したコピー用紙の高さは私の机の高さを凌ぐほどになります。多くの方にもお会いし、沢山のことも学びました。何度も関係条文を読み返し、何度も壁にも突き当たりました。これらはひとえに私の浅学非才さ故のことでお恥ずかしいことではあります。こうして境界センターの仕組みを作りあげた経験から見出したのは、「調査士の 調査士による 調査士型ADR」の実践です。言葉にすれば、ありきたりなことかもしれません。しかし、この言葉を具体的にどのような形で実践すればよいのかについてはそう簡単には見つかりません。この実践は土地家屋調査士一人ではできません。整然とした組織。きちんとした組織論。柔軟で臨機応変な対応ができる組織。責任と自覚を持った構成員がいる組織。財政的に完備された組織の運営。安心で安全、信頼性の保てる組織の運用。などなど、いずれが一つ欠けても「調査士の 調査士による 調査士型ADR」はできません。組織は「人・物・金」といわれますが、それだけでは理想とするものはできません。調査士型ADRは、「人・物・金」以外に「心」と「夢」が必要です。この「心」と「夢」こそが私たち土地家屋調査士をこのADRの世界に引きずり込んだのであります。私は境界センターに私の「心」と「夢」を残しております。まだ少し誌面に余裕がありそうですので、境界センターに残しております私の「心」と「夢」を聞いてください。

3. 認定土地家屋調査士活用論

ADR法第5条認可における境界センターにおいては認定土地家屋調査士は単独代理人として活躍できるようになっております。これは境界センターの立つ位置は、土地家屋調査士法による指定団体の枠は維持しながらも、その枠を外側から取り囲むようにしてADR法第5条認証の枠があり、そのADR法第5条認証の枠のところに境界センターが位置していると理解しているためであります。つまり、境界センターにおける認定土地家屋調査士は、土地家屋調査士法における指定団体の枠を飛び出して、ADR法における認証団体の枠の中で十分に活躍していただきたいとの思いで、境界センターの仕組みを整えております。それにより、認定土地家屋調査士による単独代理を可能としております。このことは土地家屋調査士法から見ると違法であるといわれるかもしれませんが、私はそうは思っておりません。なぜならば、土地家屋調査士法における紛争解決は、ADR法の中の特殊な一例であり、ADR法第6条に定める認証の基準のようなものではありません。このことは、認証基準のような厳正さは求めなくても、特殊な業務を取り扱う団体がADR技法を行使するのに必要な最低限の要件を構築し、そこにADR法における認証者として地位を保つ法務大臣が、その団体を特定の部分についての解決手続実施者として団体指定することで、ADRを現実の形にしていこうとする姿が描かれております。私はこのような形でADRの実践団体を定めていることを土地家屋調査士法以外には知りません。この指定団体においては、法律判断を担当する者を絶対的な構成要件にはしておりません。逆に利用者側に法律判断を行う者、つまり、弁護士を代理人として介在させるようにしております。境界センターにおいては、メディエーターとして弁護士に介在していただいております。つまり、弁護士の方には境界センターの絶対的な構成要員として活躍していただくように仕組みを整えております。このような理論構成の境界センターにおいては、利用者側が利用者側の代理人として絶対的に弁護士を必要としなくても、和解の仲介による解決手続が実践できるようになっております。このような構造体の中での認定土地家屋調査士は、依頼

者の主張する境界について「代理」して主張を展開するよりか、むしろ依頼者の主張する境界について「代言」する「代言人」としての役割を負っているものと理解しております。そこには代理行為としての認定土地家屋調査士の活動範囲には自ずと限界があります。私が想定している認定土地家屋調査士の単独代理行為は、和解契約の締結に至るまでの範囲であります。つまり、和解契約に至るまでの課程においては本人の主張と相手方の主張とが乖離している距離を近づけていく役割の一端は、解決手続実施者である和解の仲介者としてのメディエーターが負っております。このメディエーターは、土地家屋調査士の境界に関する知見と弁護士の法律判断に関する知見を遺憾なく発揮して、和解の仲介を実践しております。私たちの専門外である法律判断については弁護士メディエーターが適正に行ってくれております。そのような形での紛争解決のあり方を念頭に置いておりますので、境界センターにおける認定土地家屋調査士は、認定土地家屋調査士単独で代理権(代言権)の行使ができるようにしていることで、認定土地家屋調査士の活躍の場が広がり、国民の身近な相談相手となることで、境界紛争という内面的で神経質な問題の解決が図られることとなります。このことが結果として、私たち土地家屋調査士が社会に貢献できることになるものと私は信じております。

4. 結び

本稿の最後のページになりましたので、ここには境界センターの「ご利用の手引き」の巻末に掲載している利用者へのメッセージを載せて結びとさせていただきます。

つたない文書にお付き合いいただきましてありがとうございました。

*ご利用者の皆さんへ

- ・境界センターは、紛争当事者間の対話を何よりも大切に考えています。
- ・私たちは、仕事柄さまざまな境界に関するトラブルに出会ってきました。
- ・境界の問題は、勝ち負けを決めることだけでは解決ができないことがあります。
- ・私たちは、紛争の内容は当事者が一番良く分かっているからこそ、解決する方法もまた当事者自身の手で見つけ出すことができるものと信じています。
- ・私たちは、紛争当事者は相互に同じ立場に立ち、同じような悩みを抱え、同じように苦しむ仲間であると思っています。そして、お互いがお互いの気持ちを理解しようとすることで問題は解決できるものと信じています。
- ・土地家屋調査士は、常日頃から土地の境界についての調査・測量を行っている境界判断の専門家です。
- ・境界センターは、土地家屋調査士による境界に関する専門知識と弁護士による法律知識が皆さんの紛争解決のために必ずお役に立てるものと信じております。
- ・境界のトラブルでお悩みの方は、お気軽に「境界問題ADRセンターこうち」にご連絡ください。

境界センターの『ロゴマーク』です。可愛がってください。



1. 円形のデザインは **境界紛争の円満な解決** を表しております。
2. 緑色は **安心で 安全な 相隣関係の構築** を表しております。
3. 中央の「**センタろう**」は梟(フクロウ)をキャラクター化したものですがこれは **大きな耳で お話をよく聞き 大きな目で 正しい境界を見つけ 梟(フクロウ)で 幸福な社会の実現** を表しております。

鹿児島県土地家屋調査士会主催 土地家屋調査士制度制定60周年記念 記念講演会

平成22年11月19日(金) マリンパレスかごしまマリンホールにおいて、鹿児島県土地家屋調査士会の主催による記念講演会が開催されました。

平成22年は、昭和25年に土地家屋調査士法が制定されてから60年目の節目の年となります。近年の司法制度改革、不動産登記法の改正等により、土地家屋調査士を取巻く環境は大きく変貌し、従来からの基盤業務である不動産の表示登記に関する調査測量および申請代理の業務に加え、筆界特定制度における法務局の筆界調査委員としての職務、および境界紛争の解決を図る手続である民間紛争解決手続(ADR)が業務となりました。土地家屋調査士の業務が、社会生活の安心と安全の基礎となることを自覚し、その業務の重要性と責任を再確認するとともに、そのことを地域社会や一般の方々へお伝える意義深い年であると考え、この記念講演会を開催することとしました。

演題 「日本のADRを再考する」

副題：民間型調停の発展をめざして

講師：レビン小林久子先生

九州大学大学院法科研究院法科大学院教授



まずは、土地家屋調査士制度制定60周年をお迎えし、誠におめでとうございます。

さて、2007年に施行されたADR法は、2012年に

法律施行の状況等を勘案し、制度の検討を加えることとなっています。そこで、利用者の立場からと、実際に現場で調停の活動に携わっている者として意見をまとめ中央に発信したいと思っています。

今日の私から発声する内容が今後の皆様の参考になれば幸いです。



講演するレビン小林先生

民間型調停の発展を目指して色々な方が色々な議論をされているが、これといった発展に繋がっていない、それはなぜだろうか。そこが明白に分かれれば、その解決策が見えてくるのではないかな。

そこで次の四つのことを皆さんと一緒に考えながら進めたいと思う。

- ① 日本の調停の現状
- ② 民間調停に関する混乱
- ③ なぜその様な混乱が起きるのか、その現象と原因とその解決策は？
- ④ ①、②、③以上を踏まえて、民間調停は本当に必要なのか？

まずは、日本の調停の手続には、民間型・行政型・司法型がある。それぞれに実績をみると民間型は名前だけで、殆ど実績が上がっていない反面、断トツに司法型の実績が上がっている。それに続き行政型が多少であるが実績が上がっている。まさしく民間型は出遅れているわけである。ADR法が制定された理由の一つには、民間型調停の促進があると思われるが、それにしては、なかなか発展しない、その理由としては、利用者も実施者にも、深い混乱や不明瞭な点が多いのではないかという気がする。そこを分析すると

1. 名称による混乱

《「調停」と「ADR」という言葉が同義語として使用されている。》

「調停」と「ADR」を同じような意味で使用しているように思われる。二つの合い反する趣向性を有する調停を「ADR」といわれ実戦されている。双方ともそれぞれに定義があり、それが混同されているように感じ、法律的整合性が高い調停と、当事者の自主性を尊重する調停とが混乱しあっているのではないか。

2. 役割による混乱

《「調停」と「仲裁」の役割が混乱している。》

「調停」を「仲裁」と同じように捉えて、「調停人は専門的な知見を反映し、指導性を発揮し、調停合意は拘束力を持つべきだ…」と聞くとこれは、調停人のことではなく仲裁人のことを考えているのではないか、調停人の役割と、仲裁人の役割、紛争解決における「調停」の役割と「仲裁」の役割がどこかで混乱を起こしているのではないかと考える。それは、評価型調停をするべきか、対話促進型調停をするべきかの議論となる。

3. ADR法が生じる混乱

弁護士と手続実施者の関係を役割による混乱を考える時に、評価型調停の実施者からよく聞くのが、次の三つがある。

- 1) ADR法により弁護士助言措置があり、あまり法的な枠組みから外れる調停ができない。
- 2) 当事者の自主性を尊重する調停は難しい。(スキルの問題)
- 3) 当事者が手続実施者の判断を求める。

そこで混乱の「原泉」(物事の生じてくるもとになる所)は何であろうか、考えられることは次の2種類に分けられると思う。

1. ADRそのものが持つ2面性

一つは「非法化の意見」(：裁判の簡略化を目指し紛争解決の現場から出来るだけ法的煩雑さを減少させる意識、あるいは姿勢を意味している)、一つは「法化の意見」(：法化社会を目指し、裁判に類似していく。)

＊法化社会とは：人々が法律を良く理解し、日常的に権利と義務を意識し、法規順により物事を判断し、行動するような社会を指す。紛争の発生においても、その解決を慣習や個人的価値観ではなく法規範に則って解決することが望ましいと大半の人々が考え、そうするための法令や施設が整備されている社会をいう。

要するに、社会が法化することは問題ないが、あまりにも裁判が多くなって、時間と費用がかかる。しかもアンビュラスチェイサーという言葉が示すように、裁判を利用して利益を得ようとする者が増えることも弊害が生じてくる原因になっているのではないか。よって、もう少し、非法化社会にした方が良いのではないか、それは、裁判の簡略化とは、手続を簡潔にしたり、省略するということではなく、紛争解決の仕組みそのものは変えずに、色々な手続を簡略化するということである。紛争解決の手続を裁判と同じようにという意味は、専門知識を持つ第三者が、中立な裁判官として、両当事者から意見を聴き、そして必要であれば証人を呼んで尋問し、事

件を判断し、判決を下すというプロセスである。非
法化の手續を代表するADRの方法というのは、仲
裁早期中立評価・略式陪審審理等がある。

また「反法化の意見」がある、それは現行の司法制
度には、全ての紛争解決に限界がある。それは、紛
争を当事者の個人的問題と捉え、当事者の自己解決
によって、最も望ましい解決が考えられる。その根
底には、極度に機械化され、都市化された現在社会
では裁判も普遍性を求めすぎ、かえって意識化し、
規格化してしまったという意識がある。そのような
裁判からは、真に当事者のためになる解決が得られ
ないという意見である。

したがって、調停は裁判とは異なる。調停の進行
係として調停人が参加する。調停人の専門性はあま
り問われない。犯罪の立証は目的ではなく、証拠を
示さなくてもいいし、証人も不要である。当事者は
任意で参加する。よって、十分に調停しないと解決
には至らない、したがってその結果は互いの人間性
を尊重する。

＊早期中立評価…訴訟の早い段階で、法曹その他の
専門家が当事者の提出した主要な証拠を基に、そ
れぞれの主張に対する評価を示す。これにより訴
訟の早期の和解が期待できる。

＊略式陪審審理…裁判所が集団訴訟の際によく利用
する。例えば100人いる原告の中から典型的な2
人を選び、陪審員の前で模擬裁判を実施する。陪
審員は、民事裁判だと6人いるが、略式陪審審理
ではその必要がなく一人でも二人でもかまわな
い、結審後、陪審員が判決を下し、原告100人は、
その判決を聞いた後、裁判を続行するか、被告と
和解交渉するか決める。

2. ADR法から生じる混乱

1) 弁護士助言措置

個々の調停人の対応に規制がかかる恐れがあ
る。そこで、弁護士からの助言は「いつでもその
用意がある。」といった程度に止めておく方がよい
のではないか。改善策としては、弁護士の助言の
必要性は手続実施者が決断し、必要であれば助言
を求めていけるような改正が必要かと思う。

2) 認証制度

私の考えとしては、認証を受けることは必要だ
と思う。多少の改善は必要かと思うが、個人の生
活を縛るものである以上、調停機関がある程度信
用を得るものであることは大切だと思う。

ここで最初の役割による混乱に戻ると、「調停」を
「仲裁」と同様に考えることは、実際できないはずな
のに、同じように考えられている。これは、おそら
く日本が「調停」や「仲裁」について古い歴史を持っ
ていてからだと思われる。すでに、鎌倉時代から調停
は紛争解決に取り入れられていたといわれている。
しかし、その長い歴史の中では、「調停」や「仲裁」の
理論化ができていなかったことが現在になって、役
割による混乱が生じている理由となっていると思う。

解決策としては、「調停」・「仲裁」・「裁判」の総合
否定でなく、相互補助的な視点から利用方法を考え
ていくことが必要だと思う。事件の特性や当事者の
希望を考慮し、色々な解決方法を用意し、選択し易
くすることが必要で、そのためには、手続実施者が、
個々の手続の特徴をよく理解していることが大切で
ある。

また、それだけではなく、「調停」・「仲裁」を再定
義し直して、両者の区別を明確にすることが今日本
では必要ではないだろうか。「調停」と「仲裁」が、根
本的に種類の違う手続であるにもかかわらず、同じ
ような使われ方がされていることは、現場では非常
に大きな混乱を起こしている。また、当事者にとっ
ても使いにくいと思う。「調停」と「仲裁」の定義を理
解し、それと「裁判」と比較しながら日本の「調停」・
「仲裁」を再定義して行く事が必要だと思う。問題は
それを誰がするかである…。



広報員 佐藤栄二(大分会)

福島県土地家屋調査士会 出前講座

平成22年11月16日(火)、午後2時10分から、福島県立平工業高等学校(福島県いわき市平下荒川字中剱1-3)において、土地家屋調査士による出前講座が行われた。

この出前講座は、高校卒業後の職業選択の一つとして土地家屋調査士という職業を生徒に知ってもらうことや、この高校ではいわき市役所等の官公署への就職者も多いため、土地家屋調査士の業務を理解してもらうことを目的として、福島会として初めて企画したものである。

この高校は昭和15年、地元産業界の要望により、中堅技術者の育成を目指す工業高校として創立された。



(福島県立平工業高等学校)

この講座の資料として、レジュメの他、日本土地家屋調査士会連合会発行の「知って得する境界標の「知識」」や「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」を使用し、記念品として、土地家屋調査士のクリアファイルと「杭を残して悔いを残さず」と記載した鉛筆が受講した土木科の生徒39名(内、女生徒4名)に配られた。

これらの品物には生徒より先生の方が興味を示していたようである。



(資料と記念品)

土木科科长 渡邊 信先生から土地家屋調査士の紹介があり、続いていわき支部の古川 隆支部長の挨拶の後、この高校の卒業生でもある、会川 敬会員による講座が行われた。

プロジェクターを使用し、土地家屋調査士とはどのような職業(資格者)なのか、登記制度とはどのようなものなのか、測量を学ぶということとはどのようなことなのか、などのテーマで生徒の興味を引くような写真やマンガ等を使用し、土地の取引を4コママンガ風にアレンジした形で説明が行われた。



(会川 敬会員による講座風景)

同校の土木科では毎年数十名の生徒が測量士補の試験に合格していることもあり、土地家屋調査士という資格が身近に感じられた授業になったようである。

講座終了後、鈴木則喜校長と会談したところ、「このような講座は本校にとっても大変有意義なので、今後も引き続き講座をお願いしたい。」との要望があった。

この高校の卒業生で、現在土地家屋調査士会の会員は9名在籍しているが、十数年後には今回受講した生徒が講師をしているかも知れない、と思うと期待に胸が膨らむ講座であった。

広報員 田原浩之(福島会)

岐阜県土地家屋調査士会事務局

岐阜県は、中部地方に位置し、日本の中央部に位置する内陸県で、5年ごとに実施される国勢調査の結果によると、日本の人口重心点は岐阜県関市になっています。また、美濃地方は低い山に囲まれているということもあって、夏は暑く冬は寒いうえ、気温の日較差も大きいところです。特に東濃の多治見市では、その年の国内最高気温を記録することもあります。夏季には内陸性の気候に加え、ヒートアイランド現象、さらに西風が吹いた際には、関西地方の熱風が伊吹山系によりフェーン現象を起こしてさらに気温が上昇するため、高温を記録することが多く、「岐阜が日本で一番暑苦しい」と言う人も多いようです。

NHK大河ドラマで「江～姫たちの戦国～」が放送されていますが、その時代に、織田信長が美濃国を攻略した時に岐阜という名に改名をして、現在に至っています。岐阜県土地家屋調査士会会館のすぐ北に稲葉山があり、その頂上には現在も織田信長が居城とした岐阜城がそびえています。また、岐阜県の西部には、豊臣秀吉の参謀であった竹中半兵衛の居城や天下分け目の関ヶ原合戦の跡地があります。

当会は、5支部で構成されており、平成23年1月20日現在、会員数401名、5法人で、ここ数年、会員数に大きく変化はありません。

事務所は設立当初は会長事務所に置かれていましたが、昭和60年に現在の会館を購入して移転後、現在に至っています。鉄骨造3階建の建物で、1階は駐車場で、2階に大会議室、3階に事務局と会議室がありましたが、数年前に建物の耐震診断を行ったところ、耐震工事を行わないといけないという診断が出たため、平成17年に耐震工事と同時に改築を行い、1階に部屋を作って、1階に事務所を移転し、2階に境界紛争解決センターの相談室と調停室及び小会議室を設け、3階に大会議室と小会議室を設けました。耐震工事の結果、大きな鉄骨が×印に各所に入りましたが、見た目は悪いが力持ちと言った感じで、質実剛健という雰囲気になっています。また、それまでは、事務局職員も来訪者も急な階段を3階まであがらなければいけなかったのが、1階になりましたので、立ち寄りやすい事務局になったと思っています。

事務局体制は土地家屋調査士業務にも精通する川

瀬事務局長と、ベテランの小川さん、そして堀本さん、佐伯さん、小山さんの4名が勤務しており、土地家屋調査士会の事務及び政治連盟、境界紛争解決センターぎふ、及び全会員の半数近くが所属する岐阜支部の事務を手分けをして担当しています。今後も、役員及び事務局で、岐阜会の発展のため尽力していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。



事務局風景



会館



会館玄関

岐阜県土地家屋調査士会連絡先

〒500-8115

岐阜県岐阜市田端町1番地12

TEL : 058-245-0033 FAX : 058-248-1898

URL : <http://www.gi-cho.com>

MAIL : honkai@gi-cho.com

旭川土地家屋調査士会事務局

旭川会は、北海道4会のうち、道北に位置し8市、38町、5村からなっています。

北は日本最北の街・稚内市、東はオホーツク海に面した流水観光の紋別市、南はドラマ「北の国から」とラベンダーで有名な富良野市、西は日本一美しい夕陽が沈む黄金岬で有名な留萌市など風光に恵まれているところです。

では、会事務局がある道北の中心都市、旭川市を紹介いたします。旭川市は人口35万5千人、北海道では札幌市に次ぎ2番目に人口が多い都市で、東北以北でも札幌市、仙台市に次ぎ3番目となっています(プチ自慢です)。

産業は、寒冷地でありながら良質米の生産地で、一昨年より「ゆめぴりか」というブランド米を生産しており、本州のお米に匹敵するくらい美味しいと評判です。また、高級家具の生産地としても知られています。

観光は、全国的に有名になった旭山動物園が挙げられます。冬でも開園しており、ペンギンのお散歩はとても愛らしく、癒されます。また、ラーメンも有名で、醤油、みそ、塩、いずれの味も美味しいお店があります。

旭川の顔である、JR旭川駅は駅周辺再開発のため工事中で、現在は旧駅舎が残った状態で高架のホームだけ出来ており、殺風景ですが、数年後には立派な駅舎が完成しますので、是非、北海道においでの際は、旭川に寄っていただき、動物園を見、ラーメンを食べてほしいと思います。

現在、当会の会員数は62名(法人会員なし)であり、函館会さんと全国最小を争っています。支部は旭川(39名)留萌(5名)名寄(10名)紋別(5名)稚内(3名)の5支部です。他会と同様会員数の減少が進んでおり、会の運営が年々厳しくなっています。

当会の平成22年の予算額は1,390万円で、今年度より理事会等会議の日当を削減し、涙ぐましい経費の節減でなんとかやり繰りしています。

当会の事務局は歴代会長の事務所に置かれていましたが、昭和60年に市内中心部のビルに移転し、平成9年、紆余曲折の末、念願の会館建設となりました。JR旭川駅から車で5分の市中心部にあり、

木造2階建て、延べ面積162㎡、総工費2,373万円で建設しました。1階は事務室、会長室兼小会議室、2階は30畳の会議室、和室、書庫となっています。事務局は鷺尾真里事務局員一人で、公嘱協会の事務も兼ね、孤軍奮闘しています。

現在当会では、全国で最も遅い? ADRセンター開設の準備をしております、今年の3月に設立式典、5月開設の予定です。

全国最小会ですが、今後ともよろしくお願いいたします。



会館



2階会議室



1階事務室

旭川土地家屋調査士会連絡先

〒070-0032

旭川市2条通17丁目465番地1

TEL : 0166-22-5530 FAX : 0166-23-0868

URL : <http://www.a-cho.or.jp>

MAIL : a-cho@lapis.plala.or.jp

電子署名・認証の仕組みについて



日調連特定認証局運営委員会 運営委員 廣瀬 一郎

これまで何度かご説明してきましたが、今一度復習のためにインターネットの世界に潜む脅威について改めて考えてみたいと思います。インターネットの世界では、様々な脅威が潜んでいます。私たちがインターネットを利用した業務を行う場合には、以下の点に十分注意する必要があります。

- (1) 第三者による情報の盗聴などの「情報漏えい」。
- (2) 痕跡を残すことなく行われる文書の変更などの「改ざん」。
- (3) メールアドレスの偽造、Webサイトのアドレスを偽るなどの方法で行われる「なりすまし」。
- (4) メールの送信を否認したりする「否認」。

これらの脅威に対する対策としてどのような対応策があるかといいますと、データを第三者が判読できないようにする暗号化、電子データに何らかの改ざんが行われたことを判定するための電子署名などが有効であるといわれています。

私たちが運営する日調連特定認証局では、土地家屋調査士会員が有効な資格者であることを証明する電子証明書を発行するとともに、電子署名に必要なサービスを提供しています。

データの暗号化、電子署名について改めて考えてみます。ちょっと慣れない専門用語が出てきますが、大まかな流れ、機能について

認識いただければ、私たちの日調連特定認証局の役割についてご理解いただけたと思います。

暗号方式について

暗号の方式には、大きく分けて共通鍵暗号方式と公開鍵暗号方式があります。簡単にその特徴を説明いたします。

(1) 共通鍵暗号方式

メッセージを暗号化する鍵と暗号化されたメッセージを復号する鍵が同一である暗号方式を共通鍵暗号方式といいます。仕組みがシンプルで暗号化及び復号に要する時間が短いという長所がありますが、通信相手が増えてきた場合に鍵の管理が難しいという欠点を持っています。

(2) 公開鍵暗号方式

メッセージを暗号化する鍵と暗号化されたメッセージを復号する鍵に、異なるペア鍵を用いる暗号方式を公開鍵暗号方式といいます。

一般的には、相手に公開して暗号化に用いられる鍵を「公開鍵」、自分が他人に漏らさないように秘密裡に保管して復号に用いる鍵を「秘密鍵」といいます。

この「秘密鍵」と「公開鍵」は一組のペアとして存在し、その特性として、秘密鍵を用いて暗号化した情報は公開鍵でしか復号できず、逆に、公開鍵を用いて暗号化した情報は秘密鍵でしか復号できません。

ん。

この公開鍵暗号方式は、自分の秘密鍵一つだけを厳重に管理すれば良いという長所がありますが、共通鍵暗号方式に比較し複雑な処理が必要なため処理スピードが遅くなり、大量の情報の暗号化には向かないという欠点を持っています。このため、実際の暗号化では、後に説明するハッシュ関数と組み合わせられて実施されるケースが主流となっています。

では、次に電子署名・認証についてその意義、役割について考えてみたいと思います。先ほど述べたとおり、インターネットを利用した世界では、書面でやり取りする実社会とは異なり、目に見えない電子データで全てのやり取りが行われるため、改ざんやなりすまし等の行為が容易に行えるという脅威が潜んでいます。

インターネットの世界においてオンライン申請やビジネス取引などの重要な情報を安心して情報交換できるようにするのが電子署名・認証の仕組みになります。それでは、電子署名、認証について簡単に説明いたします。

電子署名の仕組みは、先ほど説明いたしました、公開鍵暗号方式をちょっと違った使い方をするものです。公開鍵暗号方式の基本的な仕組みは、公開鍵でメッセージを暗号化し対応する秘密鍵で復号するというものでした。

秘密鍵でメッセージを暗号化し公開鍵で復号した場合どのようなことが起こるかといいますと、秘密鍵を使えるのは本人のみという特徴に注目すると、データを作成した本人を特定することが可能になります。(ただし、秘密鍵を管理しておかなければなりません…)また、「ハッシュ関数」が認証システムで不可欠な役割を果たしています。ハッシュ関数を用いて文書の文字情報をもととする特殊な計算処理をすると、一定の長さの固定データ(ハッシュ値=メッセージダイジェスト)が出力されます。

このハッシュ関数は、異なる文書からは同じハッシュ値はできない特徴を持ち、また、そのハッシュ値から元の文書を得ることができない性質があります。ハッシュ値は、情報ごとに固有のものである

ので、人間を特定する指紋と同じようにフィンガープリントとも呼ばれています。

署名とは、ハッシュ関数によって生成したメッセージダイジェストを、作成者本人が管理している秘密鍵で暗号化することです。この署名行為により得られた結果(暗号化されたメッセージダイジェスト)が、いわゆる「電子署名」になります。

それでは、日調連特定認証局の働きと電子署名・認証の仕組みについて以下の図にまとめてみました。

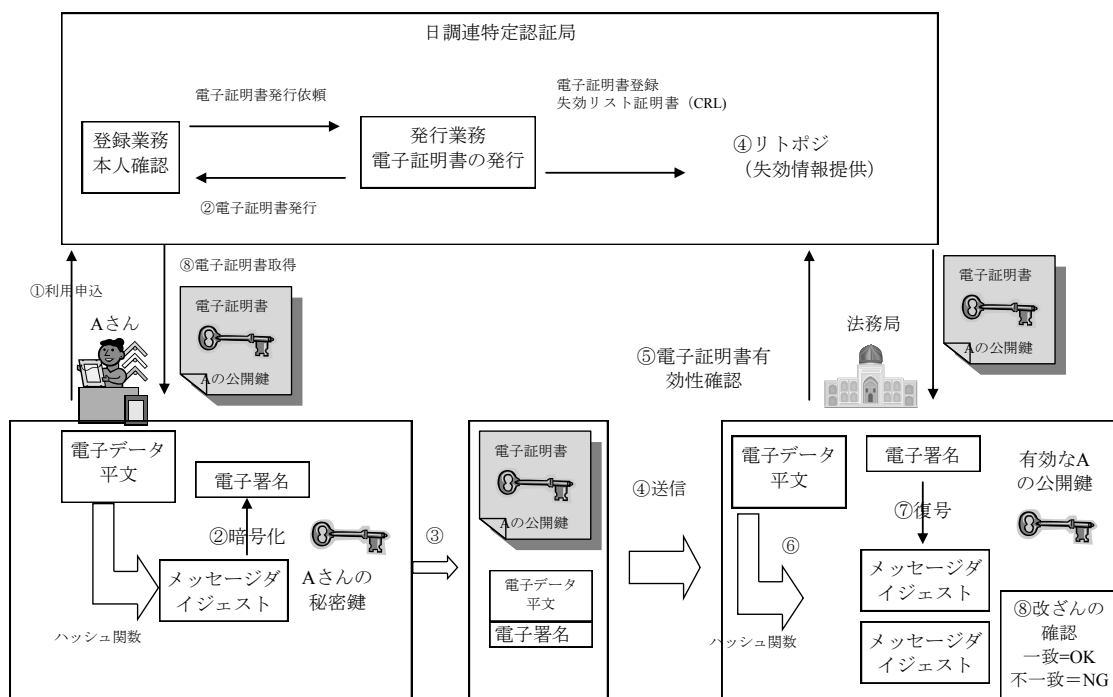
・電子証明書の発行及び日調連特定認証局の働き

① 土地家屋調査士Aさんは、日調連特定認証局に電子証明書(調査士ICカード)の利用の申し込みをします。電子証明書は、

公開鍵の所有者が土地家屋調査士本人(Aさん)であることを証明するもので、日調連特定認証局は、印鑑登録発行に当たって、証明書における市区町村に相当する重要な役割を努めることになります。

この利用申込に関しては、厳格な対応が求められていますので利用申込書への記載は十分注意してください。日調連特定認証局に送られてくる利用申込書の多くは、記載の不備により再度の提出をお願いするといった現状があります。これから多くの方が有効期間満了を迎え利用申込されることが想定されますが、不必要な手間を省くためにも利用申込書への記載等には十分注意をお願いいたします。

② 日調連特定認証局は、土地家屋調査士Aさんの本人確認、秘



密鍵と公開鍵の対応付けの確認などを行い、問題がない場合には、土地家屋調査士Aさんが登録した公開鍵を含めた電子証明書を発行します。

- ③ 土地家屋調査士Aさんは、日調連特定認証局から電子証明書(調査士ICカード)を受領します。ただし、本人限定郵便で送付されますので所定の期間内に郵便局にて受領する必要があります。受領期間を過ぎてしまうと日調連特定認証局へ返送されてしまうので期間内での受領をお願いいたします。また、電子証明書(調査士ICカード)を受領した場合には、同封されています「受領書」の返送をお願いいたします。返送がない場合には、せっかく申し込まれた電子証明書(調査士ICカード)が失効してしまいますので注意してください。

土地家屋調査士Aさんは、電子証明書の記載事項の確認を行うとともに、日調連特定認証局の公開鍵を入手し署名検証を行い、受領した電子証明書が正し

いものであることを確認します。

- ④ 日調連特定認証局は、発行した電子証明書が何らかの理由により失効された場合、その失効情報をリポジトリに掲載します。

・電子証明書を利用したのオンライン申請

- ① 土地家屋調査士Aさんは、電子データをハッシュ関数によってメッセージダイジェストを生成します。
- ② このメッセージダイジェストを電子証明書で証明されている公開鍵に対応する秘密鍵で暗号化します。
- ③ 電子データ(平文)と電子署名を合わせて。
- ④ 電子証明書とともに法務局へ送信します。
- ⑤ 法務局では、電子証明書が有効期限内であることや電子証明書が失効されていないことなど電子証明書の有効性を確認します。
- ⑥ 受信したデータを電子データ(平文)と電子署名にわけ、電子

データ(平文)から土地家屋調査士Aさんと同じハッシュ関数を用いてメッセージダイジェストを生成します。

- ⑦ 添付されている電子署名を土地家屋調査士Aさんの公開鍵を用いて復号し、メッセージダイジェストを取得します。
- ⑧ ⑥と⑦で得たメッセージダイジェストを比較し、一致していれば、受信した電子データが途中で改ざんされていないこと及び土地家屋調査士Aさんからの電子データであることが確認できます。

2月14日からオンライン申請のシステムが全て変更されます。しかし、新しいシステムに変更されたからといって申請の手続きそのものが変更される訳ではありません。再度、利用者登録、新しいシステムのインストールなど手間はかかりますが、かなり使い勝手が良くなっているので皆さんもこの機会にぜひ、オンライン申請に挑戦してみてください。

会長 レポート

12月16日～1月14日

Report

12月16日

調査測量実施要領委員会

井上・上田氏

午前 業務部で検討が進められている調査測量実施要領の改定検討のための委員会に出席。挨拶の中で、同要領は、会員の毎日の業務の指針であると同時に、調査士の業務の質の確保と将来構想にも直接繋がる規定であることから、より多面的な角度・視点から検討を進めていただきたいことをお願いした。

午後 全国土地家屋調査士政治連盟・前会長の井上孝三郎氏と元新潟会長の上田桂一郎氏が来館され、意見交換させていただいた。両氏とも調査士歴・役員歴ともに長く、会員の現状や会務運営等について、多くのご示唆を頂いた。

17日

中村哲治議員

午前 連合会において瀬口専務ほかと会務打合せ

午後 参議院議員会館に民主党地域主権調査会の中村哲治参議院議員をお訪ねし、国の出先機関原則廃止の議論の対象に法務局の事務が含まれていることについての連合会の考えを説明させていただき、中村議員からは議論の経過、今後の日程、中村議員のご所見などをお伺いした。藤本政和研究所長同席。

18日

地籍問題研究会

午後から会館に地籍問題研究会の鎌野邦樹・清水英範の両副代表幹事、鮫島信行幹事にお越しいただいて、近く開催予定の第1回研究会の内容や今後の研究会の運営等について協議させていただいた。大星副会長、瀬口専務、山田研究会事務局次長(連合会常任理事)、國吉・藤木常任理事の各連合会担当役員同席。

20日

片山総務大臣との面談

午前 総務省大臣室に片山善博・総務大臣をお訪ねし地域主権に関する政府の検討についての日調連の要望(法務局の行う事務は引き続き国が直轄事務として担っていただきたいこと)を内閣府地域主権担当特命大臣でもいらっしゃる大臣に直接させていただいた。

私からは、国づくりの基盤である土地台帳制度に淵源を持ち国民の権利の保全や国土の明確化他多くの行財政施策とも密接に関連する不動産登記制度の担い手の一角として、現場で依頼者・関係者として多くの方々と接する土地家屋調査士として、又その団体として、そのような考えに至ったことの経過など、日調連が考え、主張している理由を詳しく説明させていただき、大臣からは、ご自身のお考えの一端をお伺いさせていただいた。片山大臣は超ご多忙の政務の中にもかかわらず、当初の予定をかなりオーバーする時間を割いて熱心に私共の話しをお聞きいただいた。民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟副会長の滝 実衆議院議員(元法務副大臣)にご配慮いただいて実現した会談だったが、滝先生のご高配に感謝。志野副会長・瀬口専務同席。

21日

民事法務協会・小池会長

民事月報企画の座談会

午前 財団法人民事法務協会の小池信行会長が来館され、登記所における乙号事務の民間委託に関する現状をはじめ、協会・調査士界を取り巻く環境等について意見交換させていただいた。

午後 法務省会議室において同省が編集・発刊されている月刊誌・民事月報に掲載を予定している座談会に出席。座談会は表示登記制度創設50年を記念して、表示登記とそれを支える法務局の営み・職員の活動、土地家屋調査士のかかわりなどについて50年を俯瞰し、新たな展望につなげようとの企画で、民事第二課から小出課長、国分局付、秦地図企画官他の皆さん、東京法務局から藤井首席登記官他の皆さんが出席され、日調連から

は私の他、水上要蔵顧問(元会長)、瀬口専務、國吉・山田の両常任理事がお招きいただいた。

当日までの数日間は予め頂いた進行レジュメを前に、改めて表示登記と調査士制度の50年・60年を振り返り、積み重ねられた歴史の重さと先人のご苦勞に感謝の思いを強くさせていただいた。

22日

会務整理

年末年始を前に連合会務の(書類と頭の)整理に終日を費やす。

1月4日

大阪法務局北出張所

事業方針大綱案

事務所近くの大阪法務局北出張所に年初の挨拶にお伺いし吉川壽一所長から最近の申請事件の傾向やオンライン申請の状況等についてご教示いただいた。

午後から平成23年度の連合会事業計画の大綱案を練る。

5日

第14回正副会長会議

今年初の連合会での会議は正副会長会議。各副会長・専務・常務から年末年始の会務動向について報告いただくとともに、午後から開催予定の常任理事会に提出する議題等について意見調整をさせていただく。

5～6日

第7回常任理事会

各部・各副会長からの会務活動報告事項、近く開催の全国会長会議の議題と運営方法、次年度事業計画案と予算案の立案作業状況、配属研修の是非の検討を含め、研修制度の充実策に関する検討など、数多くの報告・審議・協議を行う。特に全国会長会議について、これまでは兎角連合会の説明と各会長からの質問に終始しがちだった運営から、今回は各会長の自由な討論や意見交換を中心とした会議に変えようということで、担当の関根副会長、國吉常任理事からその概要が示され協議。

6日

日弁連新年挨拶交換会

年始回り

日本測量協会賀詞交換会

常任理事会終了後、霞が関の日本弁護士連合会講堂で開催された日弁連恒例の新年挨拶交換会に出席、日弁連・宇都宮健児会長はじめ役員の皆さん、法務省・最高裁はじめご出席の皆さんと新年のあいさつをさせていただいた。

その後、法務省、国土交通省、国会議員会館、日司連会館、東京法務局等、関連機関・団体に向出し年始の挨拶。

夕刻から東京ドームホテルで開催の日本測量協会(村井俊治会長)の新年賀詞交換会に出席。日本測量協会の幹部の皆さん、国土地理院・小牧和雄院長、全測連・本島庸介会長ほかの皆さんにお会いし新年の挨拶をさせていただいた。

7日

大阪法務局

大阪土地家屋調査士会新年役員互礼会

午後 大阪法務局をお訪ねし、石井寛明局長、田村隆平総務部長、小宮山秀史民事行政部長、岡野計明総務課長他の皆さんに新年のあいさつをさせていただいた。

夕刻から市内の名庭・太閤園で開催された大阪土地家屋調査士会主催の新年互礼会にお招きいただき出席。私の地元ということでお互いに遠慮のない仲でもある横山慶子会長はじめ大阪会の役員の皆さんとの楽しいひとときを過ごさせていただいた。

9日

故 田坂瀧男氏宅弔問

年初めの4日に事務所に出勤したところ、近畿ブロック協議会事務局から元日調連監事・前和歌山会長の田坂瀧男先生が年末の29日にお亡くなりになったとの報をいただいた。田坂氏は日司連副会長などを歴任された後、和歌山県土地家屋調査士会長に就任され、その後連合会の役員や各種委員としてご活躍いただいたという異色の会務経歴

で、特に税制や財務に御造詣が深く、大所高所からご指導いただいた。私は個人的には30年近く前の昭和57年に欧州区分所有制度調査団の団員として2週間ほどフランス・ドイツ・イタリアなどの建物区分所有の制度について勉強した時に一緒にさせてもらって以来のお付き合い。私の連合会務の執行に当たっても多くのご教示を頂いた。この日、志野忠司連合会副会長と共に大阪府阪南市にあるご自宅に弔問させていただいた。司法書士でもいらっしゃる御令室さまに連合会役員を代表して心からの弔意と生前のご尽力に対する感謝の意をお伝えさせていただいた。

9～11日

日本災害復興学会2010年度総会・シンポジウム
阪神・淡路大震災からまもなく16年を迎えるが、被災地の復興の中心的な役割を担ってきた方々や、その後の各地の大災害の被災地で復興活動に携わっておられる学者・研究者、NPO団体、学生団体、地域団体、資格者団体、マスコミ関係者等が構成員となっている日本災害復興学会(室崎益輝会長)の2010年度総会と全国から出席された会員によるシンポジウムや報告会、交流会が関西学院大学を会場に開催され傍聴、勉強させていただいた。出席された各地の被災地復興に携わっている皆さんとお話しさせていただいたが、近畿の各土地家屋調査士会は阪神・淡路まちづくり支援機構を核とする被災地復興支援活動にかかわってきたが、15年前の機構創設時には小さな取り組みだったのが、各地で大きな輪となりつつあることも併せて体感した。

12日

連合会打合せ会

明日から開催の全国会長会議の運営等について関係役員打合せ会を開催。

13～14日

第2回全国会長会議

新春交礼会

平成22年度第2回となる全国会長会議と新春交礼会を東京プリンスホテルを会場に開催。
会長会議は山谷正幸・北海道ブロック協議会会長を座長に、そのほかのブロック協議会会長が進行サ

ポート役となって開催。テーマは土地家屋調査士法(及び関連法令)の改正要望に向けての意見交換、公共嘱託登記業務を含め、業務受託環境の整備に関する情報交換や意見の開陳、平成23年度連合会事業についての要望やご意見等幅広く議論を展開いただいた。

13日夕刻から恒例の新春交礼会を開催させていただいた。

同日に民主党の党大会が開催されたことや、内閣官房長官というご重職にあられることからご出席いただくのは難しいことと案じていたところ、仙石由人法務大臣ご自身にご来臨いただいたほか、江田五月・前参議院議長、中井治・前国家公安委員長、高村正彦・自民党調査士議員連会長、塩崎恭久・同議連幹事長(元内閣官房長官)、井上義久・公明党幹事長、太田昭宏・同党全国代表会議議長、漆原良夫・同党調査士議員懇話会長はじめ多くの国会議員の先生方、法務省から原 優民事局長、團藤審議官、小野瀬総務課長、小出民事第二課長はじめ幹部職員の皆さん、土地・水資源局国土調査課の長嶺企画官はじめ国交省の皆さん、香川保一・連合会顧問、寺田逸郎・最高裁判事、鎌田薫・早稲田大学総長…日頃ご指導いただいている多くの先生方にご臨席いただき新年の挨拶に加えて懇談させていただいた。

内閣官房長官を兼務されている仙石法務大臣はじめ、ご出席いただいた皆さんの前での会長挨拶では、60周年を迎えることができた土地家屋調査士制度へのご理解とご支援に感謝申し上げるとともに、特に地域主権に関する議論について、「連合会は、現在は国の直轄事務である法務局の事務を、地域の基礎自治体に移管してはどうかとの検討がなされていることについて強く反対していること」と、その考えの骨子などに触れさせていただいた。

なお、交礼会にご出席いただいた江田五月先生は翌日の内閣改造で法務大臣にご就任された。弁護士でもあり、参議院の法務委員会理事としてご活躍されておられたことから、日調連では永年に亘って関連法令の改正等にあたっご支援とご指導をいただき、連合会の総会・祝賀会等には欠かさずご出席いただいている。法務大臣ご就任おめでとうございます。

12月

16日

第2回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の次期改定(見直し)について

第3回財務部会

<議題>

- 1 平成22年度予算の執行について
- 2 平成23年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
- 3 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 4 土地・建物及び建物付属設備等科目の会計間の移動及び平成23年度予算(案)における土地家屋調査士会館賃料の予算措置について
- 5 退職金特別会計及び財政調整積立金特別会計を廃止し、一般会計において特定資産として積み立てることについて
- 6 桐栄サービスの執行役員選任について
- 7 平成22年度財務部事業計画に基づく旅費規程等の運用精査について

20日

第2回土地家屋調査士法改正検討プロジェクトチーム会議

<議題>

- 1 意見募集の取りまとめと土地家屋調査士法改正に関する検討

21日

第2回業務統計等検討会

<協議議題>

- 1 事務所形態及び報酬に関する実態調査の単純集計データ及びエラーリストの確認について
- 2 事務所形態及び報酬に関する実態調査の集計スケジュールの確認について

第2回研修部電子会議

<協議事項>

- 1 平成23年度研修部事業計画(案)及び同予算(案)の検討について
- 2 研修体系について
- 3 新人を対象とした研修環境の充実について
- 4 eラーニングについて
- 5 会員必携について

22日

登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議

<議題>

- 1 認定登記基準点の申請における解説書作成の具体的内容と取りまとめについて
- 2 改正地籍調査作業規程準則運用基準の内容と「登記測量」についての意見交換について
- 3 今後における日調連技術センターの業務内容について
- 4 認定登記基準点の設置推進と各土地家屋調査士会への支援等について
- 5 データの登録・開示における日調連及び各土地家屋調査士会データセンターとの連携について
- 6 日調連技術センター規則(案)及び日調連データセンター規則(案)について
- 7 国土交通省官民境界基本調査の業務内容について

24～25日

第5回総務部会

<協議議題>

- 1 平成22年度第2回全国会長会議及び平成23年新春交礼会の運営等について
- 2 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項
- 3 連合会業務執行体制の整備・充実

27日

第6回土地家屋調査士特別研修 考查問題検討委員会(第2回)

<協議事項>

- 1 択一式問題(案)の検討について
- 2 記述式問題(案)の検討について

第4回特別研修運営委員会

<協議事項>

- 1 第6回土地家屋調査士特別研修の運営について

1月

5日

第14回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第7回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

5～6日

第7回常任理事会

<審議事項>

- 1 桐栄サービス取締役(常勤役員)の職に関する確認書(案)について

<協議事項>

- 1 平成22年度第2回全国会長会議の配付資料等について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正(案)について
- 3 研修体系について
- 4 「土地家屋調査士の日」の制定について
- 5 平成23年度各部等事業計画(案)及び同予算(案)について

6日

第1回不動産登記規則第93条不動産調査報告書プロジェクトチーム

<議題>

- 1 任意添付書類の情報のリスト化について
- 2 申請時の事務取扱いについて

11日

第6回土地家屋調査士特別研修 考查問題検討委員会(第3回)

<協議事項>

- 1 択一式問題(案)の検討について
- 2 記述式問題(案)の検討について

13～14日

第2回全国会長会議

土地家屋調査士の近未来について(意見交換)
業務受託環境の整備について(意見交換)
eラーニング・Web会議デモ
平成23年度事業方針大綱(案)について
意見交換・会長間情報交換・各会要望

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年12月 1日付
東京 7640 前原 秀一 神奈川 2889 川村 英士
神奈川 2890 北川 裕三 神奈川 2891 竹上 豪一
埼玉 2476 細井あづさ 大阪 3114 小島 邦夫
広島 1820 安原 和志 宮崎 774 杉山 宏樹
平成22年12月10日付
東京 7641 小宮山真介 栃木 894 椎根 一雄
京都 825 小野 雅志 和歌山 413 肥田 昭宏
福岡 2175 江口 敏史
平成22年12月20日付
埼玉 2478 三河 直之 埼玉 2479 澤田 広行
茨城 1406 金子 稔 群馬 999 徳江 真治
山梨 383 岩下 剛 広島 1821 原田 勇氣
広島 1822 金谷 千景 沖縄 477 勝連 盛淳
釧路 339 河合 崇之

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年10月 2日付 宮城 486 安倍 紀男
平成22年10月24日付 愛知 1630 服部 雄平
平成22年10月26日付 宮城 967 岩渕 秀則
平成22年10月29日付 愛知 1807 伊藤 清臣
平成22年11月 1日付 熊本 854 河崎 啓蔵
平成22年11月18日付 山形 457 鈴木 實
平成22年11月26日付 京都 544 大濱 成生
平成22年12月 1日付
静岡 1303 望月 昇 大阪 1534 和泉 義孝
京都 748 茨木 義久 広島 1431 市山津代志
長崎 511 黒川 弘光 愛媛 557 加藤 菊雄
平成22年12月10日付
埼玉 2361 神山 英一 千葉 1706 黒岡 健安
千葉 1834 内田 瑠里 群馬 656 植栗 春男
広島 1515 土井 欽太 広島 1801 大石 克己
福岡 2095 山田 実 福岡 2159 江藤 博
鹿児島 648 今井 隆三 宮城 842 小島 一郎
宮城 975 宮崎 浩一 山形 196 永岡 信吉
山形 956 山口 光男
平成22年12月20日付
東京 5616 小林 弘太 東京 6195 青木 昭夫
千葉 442 近藤 邦義 千葉 1373 吉岡 重弘
山梨 210 篠原 吉文 奈良 22 杉本 茂
愛知 1264 前田 米藏 愛知 1749 長田 義廣
愛知 1827 神野 文信 福岡 2042 山口 收
福島 618 安斎 広治



ブロック新人研修修了者

平成22年度関東ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

東京会(53名)

長島勝志	塚田公俊
竹内和昌	小島かおり
古川孝	五十嵐一
土屋知人	野崎匠
穂積安昭	秋山太
入江健司	三原英雄
土田貴匡	齊藤茂昭
醍醐秀徳	畔田充則
鈴木広志	長澤泰山
瀬川智気	海老澤弘
平沼成彦	光延由美子
中嶋裕治	木村宗慶
室屋徹也	北原紀男
丸山英樹	大浦篤
力石洋平	染谷慎一
嶋田康二	高橋雅樹
松崎光太郎	滝島博
鈴木圭一	清水伸作
滝口督人	大城俊幸
久野一繁	渡辺静子
小林文子	永井孝明
畔上孝夫	新井照雄
佐藤太士	清水良律
仲村文秀	常行将司
遠山重信	大塚剛司
田中尋崇	星野裕司
押切隆志	

神奈川会(16名)

高橋正	川又行雄
守屋隆	青木一高
川又康司	榎本一成
菅野哲広	坂田哲造
佐浦己	吾郷康志
長尾知樹	鯨井友一郎
平戸勇一	松井豊
菅野貴史	佐野克直

埼玉会(11名)

橋本靖	中島晶代
上原武	大金知弘
阿部周平	水戸部康広
尾崎慶次	茂木信明
吉富正秀	村山洋平
佐藤建夫	

千葉会(15名)

江口洋平	瀧田誠人
篠田健雄	本多清一
高橋七喜	小濱吉弘
小林政貴	古見尚子
小宅久史	糯原貴子
高橋顕	荒木龍
石井恒雄	宮内育雄
林明宏	

茨城会(7名)

高橋寛	青山貴夫
富澤英和	大井峻志
根本恭宏	根本貴正
小澤健一郎	

栃木会(9名)

我妻知紀	西田昌太郎
山本裕昭	永岡雅大
五月女伸介	大岩浩之
松原明彦	粕谷武夫
本橋一郎	

群馬会(4名)

見城登志雄	中山雅之
原田善暢	白川直樹

静岡会(18名)

勝亦文雄	小林信尋
中川信幸	小林弘明
須田直昭	伊藤真
北嶋哲哉	森英泰
水野さくら	日原雅裕
松下幸司	城下直嗣
石井麗子	森俊朗
中原智弘	増田貴行
平野高光	赤松誉太郎

山梨会(3名)

中澤健次	小俣匠造
鈴木政一	

長野会(7名)

林豊美	田中健吾
寮喜博	依田清美
小坂祐司	宮下武
入戸太門	

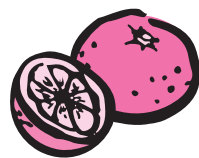
新潟会(8名)

村山照彦	五十嵐猛八
岩野弘	渡邊孝一
渡辺政次	鈴木和彦
阿彦亮一	犬井大樹

(順不同・敬称略)
計151名

ち ょ う さ し 俳 壇

第309回



春待つ鯉

水上陽三

暖房で膨らみし部屋ちぢみをり
若き日の白息の量どれくらゐ
橋の下春待つ鯉の横一線
佐助の内気のままに落ちにけり
千秋楽となりて日脚の伸びにけり

雑詠

水上陽三選

愛知

清水正明

海神に捧ぐ自画像冬ざるる
潮騒に行方阻まる久女の忌
奥飛驒の三葉虫の山眠る
足るを知る円空仏や冬ぬくし
噓して認知機能すつ飛びぬ

愛知

堀越貞有

百段を登れば海の冬夕焼け
特選の一句を添へて賀状出す
家族増えまた家族減り年暮るる
初雪や赤い帽子の地藏様
高圧線撓ひしままに山眠る

東京

黒沢利久

元日の町あたらしき風のなか
妻と見る上野の森の初鵝
二日はや動物園の出入口
去年今年星のちからをさくらの木
雲北へ去る年の瀬の昼下がり

茨城

島田操

農に生く亡父の姿歟始
自分史に足す一行の初日記
初詣神鼓に傘寿励まざる
振り袖に触れ合ひもして初参り
地藏にも供ふ小さき鏡餅

埼玉

井上晃一

ころあひで会議切り上げ忘年会
吹きさらす木枯しのなか喫煙所
寄り道のドライブとなる小六月

今月の作品から

清水正明

奥飛驒の三葉虫の山眠る

この作者は歴史的な史実に興味を持ち、日頃研鑽に励まれていると聞く。毎回の投句に於ても、歴史的若しくは考古学的な固有名詞に関して詳細な注釈を添えてくれるので、選者としては大変有り難く思っている。この句の、三葉虫についても知っている人は多いかもしれないが、奥飛驒における三葉虫にたいしては識者は少ないのではないだろうか。作者の注釈に若干補足しながら記すこととしたい。三葉虫とは、カンブリア紀(紀元前五億九千万年から五億一千万年まで)から二疊紀(二億九千万年前から二億五千万年前まで)にわたって生存した海棲節足動物の化石が、奥飛驒福地温泉周辺の山地が日本最古の化石の宝庫として知られている。いわゆる海

底が露頭して高山になったとのことである。作者は、古民家風の宿の露天風呂に浸かりながら、雪に覆われた世界を眺めながら地球の悠久の歴史に思いを馳せながらの作である。

堀越貞有

特選の一句を添へて賀状出す

何処の俳句大会か、句会かは知れないけれども、特選になった新年の祝句として相應しい俳句があったのであろう。作者の誇らしげな気持ちと、迎春のめでたさとが一つになった賀状といえる。古くから俳句は挨拶句として栄えてきた歴史もある。このように年賀状を飾ることができるのも楽しみ方の一つと言える。

黒沢利久

元日の町あたらしき風のなか

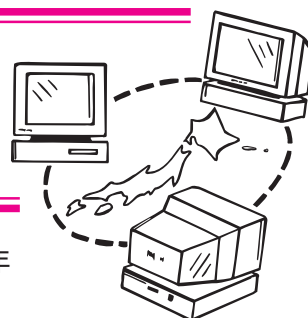
特別難しいことを言っているのではないが、町そのものが新しい風の中に有ると言う把握が元日らしい清新な気持ちを言い表わしている。人は年が改まったとはいえ格別変わった空気を覚えるわけではないが、一年一年元日がくる度に、去年とは違う新しい風を自らに覚えこませて覚悟を新たにしていくなのである。

島田操

自分史に足す一行の初日記

健康で輝かしい一年の出発を祝福したい一句である。

会員の広場を利活用ください



土地家屋調査士会員(以下「会員」)限定のホームページ「会員の広場」は、2011年1月1日現在で、12,669人の会員がID登録をしております。

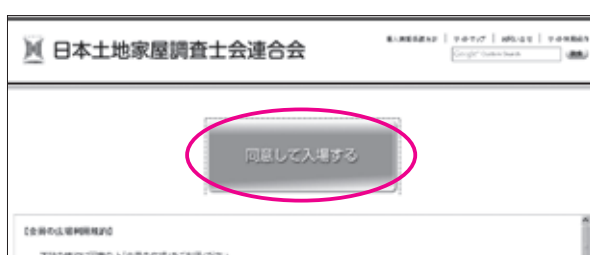
土地家屋調査士制度制定60周年を迎え、改革期の続く情勢においては、リアルタイムな情報共有が望まれ、連合会としても、引き続きこの会員の広場に「連合会の動き」や「制度に関する情報」等を掲載していきたいと考えますので、まだID登録をされていない会員におかれましては、会員の広場へアクセスするためのID等を次の要領で申請いただき、是非とも利活用ください。なお、IDの発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)

「会員の広場」ID申請方法



連合会HPのトップページ
(<http://www.chosashi.or.jp/>)
から「会員の広場」をクリック

1



「同意して入場する」ボタンをクリック



「新規ユーザー登録」
ボタンをクリック

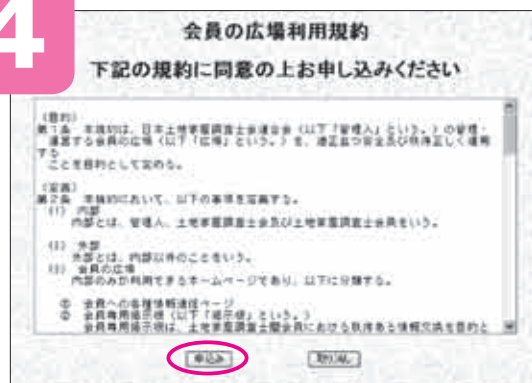
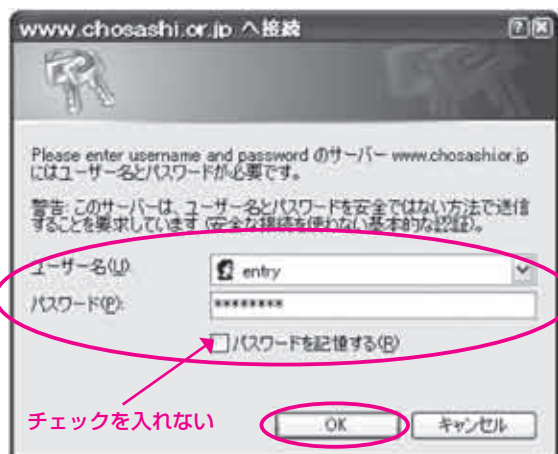


2

3

このまま入力！

- ・ユーザー名：entry (半角)
 - ・パスワード：chosashi (半角)
- を入力してOKをクリック



「申込み」ボタンをクリック



◎連合会に申請

申請画面に所要事項を記入し、連合会へ申請してください。おって、連合会からID等を申請時のメールアドレス宛に送信します。なお、ID発行には2日程度かかります(土・日・祝日を除く。)

佐賀会

「おお！境界杭！」

武雄支部 松尾 隆



『会報さが』No.49

道を歩くとついついアスファルトやコンクリートにある金属鋸などに目が走る。

「トラバー点かな？」「次はどこにあるのかな？」などと思いながら歩を進め

「ああ こんな所に金属鋸が」「あそこにコンクリート杭が…」

「なるほど！これが境界杭か！」などなど一人で合点している自分に気付く。

これは、調査士の条件反射？プロ意識？それとも職業病？なのか？

日常業務の中で境界杭があるとホッと一安心することもあり逆に悩むことも多い。そんな境界杭の中で永きにわたり風雪に耐え、時代の変化にも負けず頑固一徹の境界杭を見つけた！

おお！【司法省】の境界杭！



【司法省】とは、言わずと知れた法務省の前身の官省であるが、その歴史を調べてみると

司法省は、1871年(明治4年)から1948年(昭和23年)までにかけて存在した、主に刑務所の管理や司法行政などを行った官省である。

現在の法務省とは、司法省が裁判所に対する司法行政権を有していた点について決定的に異なる。初代司法卿は江藤新平。内閣制度のもとでの初代司法大臣は山田顕義(國學院大學及び同学の前身である皇典講究所の夜間法律学校として設立された日本大学学祖)。とある。

ふむふむ！初代司法卿江藤新平は、「佐賀の七賢人」のひとり！

そこで「佐賀の七賢人」を調べて主だった役職を見ると

大木喬任は、初代文部卿で第2代、第4代司法卿を経て元老院議長

大隈重信は、第4代大蔵卿を経て後の内閣総理大臣

佐野常民は、第5代大蔵卿、日本赤十字社創設

副島種臣は、第3代外務卿、内務大臣

島義勇は、北海道開拓使主席判

官、札幌の街づくりの指揮をとる。鍋島閑叟は、初代北海道開拓使長官

うーん！「薩長土肥」の【肥】で最下位。その「佐賀の七賢人」と思っていたが、その経歴は、明治政府創設時にはそれぞれ凄い役職についていたことが判り、ただただ感心するばかりである。

不動産登記は、戦前の大蔵省から戦後法務省に移管された経緯を知るわれわれ調査士は、賢人たちの功績に恥じないように研鑽しなければと思う。

(チョット気障でした。)

古い境界杭から歴史を紐解くのも調査士ならではの息抜きでした。

ちなみに

不動産登記法は、明治32年2月24日法律第二十四号制定です。

岐阜会

「世界の地籍は調査士制度に追い風 「さあ！チャレンジ！！」」

日調連常任理事 小野 伸秋



『岐阜調査会報』第105号

1. はじめに

今土地家屋調査士制度はオンライン申請・基準点を利用した地積測量図作成などのIT社会への対応、ADR／筆界特定制度等の国民の権利保護に関する業務対応が迫られるなど、新たな事務手続きの複雑化を招く事態に直面している。これらの業務がなぜ必要とされているのかをもう少し突き詰めて考えてみた。

2. 日本における地籍の現状

日本では、政府の「測位・地理情報システム等推進会議」が平成18年度～概ね5ヶ年をかけ平成19年3月22日に『GISアクションプログラム2010』を決定すると共に平成19年8月29日『地理空間情報活用推進基本法』（以下、「NSDI法」という。）を施行した。この法律は、国がいくらトップダウンで事業計画を立てても机上の空論で終わってしまうことを回避するために国民、民間企業、国、地方公共団体等が地理空間情報の共有環境を意識した事業推進を行う理念を謳った法律である。また、その条文の中にある『地理空間情報活用推進基本計画』を平成20年4月15日閣議決定し、法務局にある登記情報の電子化、オンライン登記申請等が推進されている事態を

招いている。さらに『国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律』が今年施行され、官民境界基本調査などの新たな地図作成制度が推進されようとしている。

3. 世界に於ける地籍の現状

しかし、このような事態は日本だけの事態と考えている方がいるとしたら大きな間違いで、この分野についてはある意味後進国である。特に、世界の測量先進国（ドイツ・フランス等）は地図のデジタル化を完了して次のステップに入っている。これら先進国が推進した背景には国際測量者連盟（FIG）が発表した地籍情報整備のために作成した2004年（平成16年）『CADASTRE2014－地籍制度の将来ビジョン』がある。このビジョンは2004年時に於いて地籍情報の整備が遅れている原因を明確に示しその遅れを取り戻して、2014年までに地籍情報整備を完了させるものである。また、2007年（平成19年）にはEU諸国にて決定した『欧州共同体における空間情報基盤（INSPIRE）を構築する2007年3月14日の欧州会議及び理事会（Council）の2007／02／EC指令』（以下「INSPIRE指令」という。）に従い地理空間情報整備を進めてい

る状況である。

4. 日本の地籍制度の将来像

このような状況下、日本の国土地理院はこのINSPIRE指令の内容を確認し、日本の制度の参考とするためにEU諸国の中からドイツ・フランス・ベルギーで状況調査を行っている。

これらの資料の内、特に目を引くのが『CADASTRE2014－地籍制度の将来ビジョン』である。中でも次の6項目はまさに日本の法務局の将来像が描いている。

- (1) CADASTRE2014は公法上の権利や規制を含めて土地の完全な法的状況を示すことになる。
- (2) 「地図」と「登記簿」の分離はなくなるであろう。
- (3) 地籍図作成はなくなりモデリングの時代になるであろう。
- (4) 「紙と鉛筆による地籍」はなくなるであろう。
- (5) CADASTRE2014は高度に民営化され官民が密接に連携するようになるであろう。
- (6) CADASTRE2014は費用を回収できるであろう。

つまり、「人」と「土地」の間にある全ての「権利・制限・責任」を登記（地籍）制度で明確にすると共にその物件の「位置」を明確にし、「形状」を紙ベースでなくGIS等によ

る3Dモデリングすることになる。このような業務を新たな産業と捉えて〇〇民間組織が主体となり管理する社会になる。

5. 世界と日本の資格者比較と問題点

ここまでの将来像はある程度何方でも感じているところであるが実際に日本は測量先進国に遅れをとっているのはこの組織が中々構築できない縦割り行政の弊害にある。世界の測量先進国は法務省と国土交通省との壁がないので資格者にも壁がない。地籍調査を例に取れば世界の測量士は土地法制、境界鑑定、関連法令などの法的素養を持ち合わせていて尚且つ彼らの独占業務になっている。それに比べて日本は資格要件がない。また、日本は公共測量による作業は測量士しかできない独占業務になっているが測量先進国では誰が測量しても問題がない国がほとんどである。このような状況を国土地理院は2008年の国土地理院時報の中で報告していることから、この状況は知っていて今の事業が推進してきているのである。先日、測量業界の方に「測量士の資格はもうすぐ変わりますか?」と聞いたとき、「今度は、試験を受験しなくては取得はできなくなる。また、現在の先端技術に関する専門

科目に関しても追加される。しかし、土地法制、関連法令等については加わらない。」といていた。やはりまだ壁は壊すことができないのである。

6. 壁の崩壊は情報の共有化にある!

そんな中、冒頭でもお話したように『国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律』が今年施行され、官民境界基本調査などの新たな地図作成制度が開始された。しかしこの業務を良く考えてみると「土地家屋調査士が作成した地積測量図等を利用して地図を作成する事業」である。国土交通省は土地家屋調査士に是非この事業を受託して欲しいとっているが仕様書は測量業界が受託できる仕様であって調査士型ではない。とは言え調査士会も何とかしなければならぬがどうしていいのかわからない状況にある。このままでは地図作成の基礎情報を調査士が作成しながら筆界も理解できない資格者に混乱の種まきをさせてしまうことになる。これはとんでもない事業ではないでしょうか。

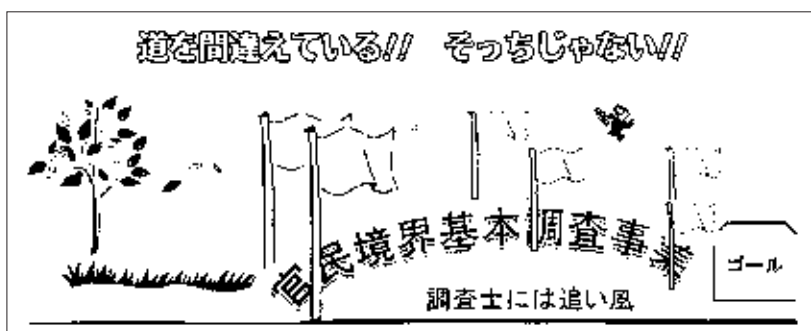
私達調査士は専門資格者として以前から情報の共有化を謳い資料センターを立ち上げようとしたが中々できなかった。もし資料セン

ターが継続し、完成していたら今頃は自分達のセンター資料で素図作成まで完成できていたのであろう。私は現在、日調連データセンターを立ち上げようとしている。このような事態になったが諦めるわけにはいかない。皆で努力して情報の共有化を実現したい。

7. 追い風に乘るか乗らないか?

このとんでもない事業は、もう少し遠くから眺めてみると調査士の情報の共有化による業務拡大を推進する追い風となる事業であることに気付く。調査士会及び会員1人1人の努力によって調査士会がデータ共有を行い、地図作成の制度を確立してしまえば全て調査士の事業になる。元々自分達資格者が国民の不動産に関わる権利を守るために情報を管理する社会的使命を全うしていなかったことに起因する問題なのである。

しかし、そのような管理業務は法務局の仕事であって調査士の業務でないと考える方も多い。ところがCADASTRE2014で説明したとおり、官が何でも管理する時代はもう既に終わろうとしている。管理サービス業務を新たな産業と捉えて〇〇民間組織は、民間地籍局(調査士・測量士等)、調査士会or公嘱協会or調査士法人、測量協会(測量士)、国土調査協会(地籍主任調査員)等の中から努力した組織が主体となり管理する社会になる。今一番その組織を構築するための環境が整っているのは私達調査士である。まして追い風が吹いていても風を避けて通って他は他の資格者が対応するしか仕方がない。土地家屋調査士法、不動産登記法、測量法などは、こ



の風の影響を受け法律改正をしやすい環境にあることも間違いない。

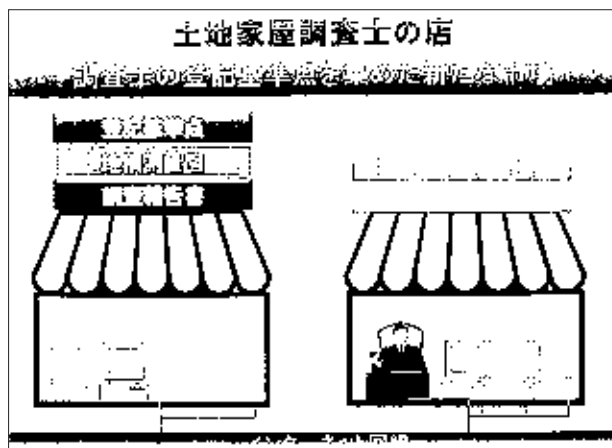
8. おわりに

このような環境下、一度に大きく変えることはかえって混乱が起きる。まずは皆で情報(登記基準点・地積測量図・街区情報・承諾書等)を共有するところから始めてはどうでしょう。私は有志と共にこれらの情報を管理・提供できるお店を実験的に作って見たいと検討中である。自分1人が儲かるために行うものでなく調査士がお互いの筆箭の引出しにしまっている情報を、情報店に開示する環境を作り、ネット上でその情報がほ

しい人は買いにくる。そうすることにより皆も潤う事業である。成功するかどうかは皆さんの協力の有無によると考えています。

まずは心ある人と共に官民境界

基本調査から一緒に受託して制度作りから始めてみようではありませんか。ご協力をよろしくお願いします。



編集後記

2月の話題

2月は別名「如月(きさらぎ)」といいます。例年、2月は最も寒い季節です。ここで、2月にあるイベント事を調べてみました。季節の分かれ目である「節分」、おっさんである私にはあまり関係なくなりました「バレンタインデー」、スポーツでは、「東京マラソン」、「青海マラソン」、プロ野球のチャンピオンなど結構イベント事があるものです。

新聞報道にもありますが、この時期は、気温だけでなく体温も下がり免疫力が低下します。その為、風邪やインフルエンザが流行する時期でもありますので防寒対策をしっかりして厳しい寒い冬を乗り切りましょう。

今回、2月3日の「節分」について調べてみました。

節分とは先ほど述べたように、各季節の始まり(立春・立夏・立秋・立冬)の前日のことをいいます。立春の前日(2月3日頃)を指すようになったのは、江戸時代以降といわれています。家族で「鬼は

外、福は内」と豆まきをすることにより邪気を払い、まいた豆を自分の年齢の数だけ食べ一年の無病息災を願いますが、50歳近くの私には、少々きつくなります…

ここ数年行っているのですが、その年の良いとされる方角を向いて恵方巻きを黙々と丸かじりしています。今年の恵方は、「南南東やや右」だそうです。皆さんは何をを考えて恵方巻きをかじられますか。

広報部次長 廣瀬 一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社